
第1章 事業内容

1.1 事業内容

1.1.1 対象事業の名称

九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業

1.1.2 対象事業の種類

その他の土地の造成及び土地区画整理事業

1.1.3 対象事業の規模及び事業者の名称等

(1) その他の土地の造成

1) 対象事業の規模

約 31.8ha

2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 独立行政法人都市再生機構九州支社

代表者の氏名 : 支社長 太田 潤

住 所 : 福岡市中央区長浜2丁目2番4号

(2) 土地区画整理事業

1) 都市計画対象事業の規模

約 23.4ha

2) 都市計画決定権者兼事業者の名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地

名 称 : 福岡市

代表者の氏名 : 福岡市長 高島 宗一郎

住 所 : 福岡市中央区天神1丁目8番1号

※ 土地区画整理事業については、福岡市環境影響評価条例第40条(2以上の対象事業に係る環境影響評価等)に準じて、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続きを行う。

※ 環境影響評価の対象事業(以下、「本事業」という。)は、上記「その他の土地の造成」及び「土地区画整理事業」である。九州大学が実施する「既存建物等の解体」、「土壤汚染調査及び対策」及び「埋蔵文化財調査」と、「福岡広域都市計画道路堅粕箱崎線及び原田箱崎線の整備事業」(以下、「都市計画道路整備事業」という)、は関連事業であり、ここでは「関連事業」とする。

本事業は、既存建物等の解体、土壤汚染調査及び対策、埋蔵文化財調査が行われた後、整備が可能となった箇所から順次、事業に着手する。

1.2 事業の背景、経緯

九州大学は、既存施設の老朽化や狭隘化、航空機騒音等の理由により、箱崎、六本松、原町(粕屋町)地区のキャンパスを福岡市西区の元岡、桑原地区に統合移転し、世界的レベルの新たな教育拠点の創造を推進している。

これに伴い、箱崎キャンパス跡地は、第9次福岡市基本計画(平成24年12月)及び福岡市都市計画マスタープラン(平成26年5月)において、「機能を充実・転換する地区」として、「市街地内の貴重な大規模活用可能地として、大学の移転進捗を踏まえ、新たな都市機能の導入などを検討する地区」に位置づけられ、九州大学と福岡市が連携し、跡地のまちづくりについて検討を進めてきた。

箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分を進めるため、基本的な枠組みを示す「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン」(平成25年2月)(以下、「将来ビジョン」という。)が、同検討委員会により福岡市長及び九州大学総長へ提言され、その後、将来ビジョンに基づき「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」(平成27年3月)(以下、「跡地利用計画」という。)が、福岡市と九州大学により策定された。

さらにこの跡地利用計画を踏まえ、箱崎キャンパス跡地等(箱崎キャンパス跡地及び貝塚駅周辺(箱崎中学校や貝塚公園を含むエリア))において、良好な市街地形成と新たな都市機能を導入するため、まちづくりに共通する整備ルールや将来の絵姿等を示すことを目的として福岡市と九州大学で「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン」(平成30年7月)(以下、「グランドデザイン」という。)を策定した。

なお、本事業は、図1.2-1に示すとおり、北エリアは福岡市による土地区画整理事業、南エリアは独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構という)による開発行為(その他の土地の造成)により都市基盤整備を行う予定である。



※「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン」(平成30年7月、福岡市・九州大学)p.10を一部加工

図1.2-1 都市基盤の整備範囲

環境影響評価書作成までの環境影響評価手続きの経緯を表 1.2-1 に示す。

「九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」という。）を平成 28 年 11 月 1 日～11 月 30 日に公表し、「九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に係る環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という。）を平成 29 年 2 月 2 日～3 月 2 日に、「九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）を令和元年 9 月 9 日～10 月 8 日に公告・縦覧した。

第 4 章に配慮書に対する意見と配慮書に対する意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解を、第 5 章に方法書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解を、第 6 章に方法書についての市長の意見とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解を、第 12 章に準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解を、第 13 章に準備書についての市長の意見とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解をそれぞれ示している。

表 1.2-1 環境影響評価書作成までの環境影響評価手続きの経緯

項目	年月日	備考
配慮書の公表	平成 28 年 11 月 1 日 ～平成 28 年 11 月 30 日	公表場所： ・UR 都市機構九州支社 ・福岡市役所 ・東区役所
配慮書に対する意見書提出期間	平成 28 年 11 月 1 日 ～平成 28 年 11 月 30 日	意見書数：0 通
配慮書に対する市長意見	平成 28 年 12 月 20 日	
方法書の公告・縦覧	平成 29 年 2 月 2 日 ～平成 29 年 3 月 2 日	縦覧場所： ・UR 都市機構九州支社 ・福岡市役所 ・東区役所
方法書説明会	平成 29 年 2 月 17 日	九州大学旧工学部本館3階会議室
	平成 29 年 2 月 18 日	九州大学旧工学部本館3階会議室
方法書に対する意見書提出期間	平成 29 年 2 月 2 日 ～平成 29 年 3 月 16 日	意見書数：2 通
環境影響評価審査会	平成 29 年 4 月 24 日	
方法書に対する市長意見	平成 29 年 6 月 2 日	
準備書の公告・縦覧	令和元年 9 月 9 日 ～令和元年 10 月 8 日	縦覧場所： ・UR 都市機構九州支社 ・福岡市役所 ・東区役所
準備書説明会	令和元年 9 月 21 日	九州大学旧工学部本館3階会議室
	令和元年 9 月 25 日	
準備書に対する意見書提出期間	令和元年 9 月 9 日 ～令和元年 10 月 23 日	意見書数：5 通
環境影響評価審査会	令和元年 12 月 5 日	
準備書に対する市長意見	令和 2 年 3 月 3 日	

1.3 事業の目的

将来ビジョン、跡地利用計画及びグランドデザイン等に基づき、地域拠点にふさわしい都市機能の導入と良好な市街地の形成に向けて、跡地等の一体的なまちづくりと早期の土地利用転換を図るために都市基盤を整備することを目的とする。

1.4 事業の概要

1.4-1 事業計画

(1) 事業実施区域

事業実施区域は、図 1.4-1 に示す箱崎キャンパス跡地等約 55.2ha とする。

なお事業実施区域については、準備書時点より具体的になったため、見直しを行った。

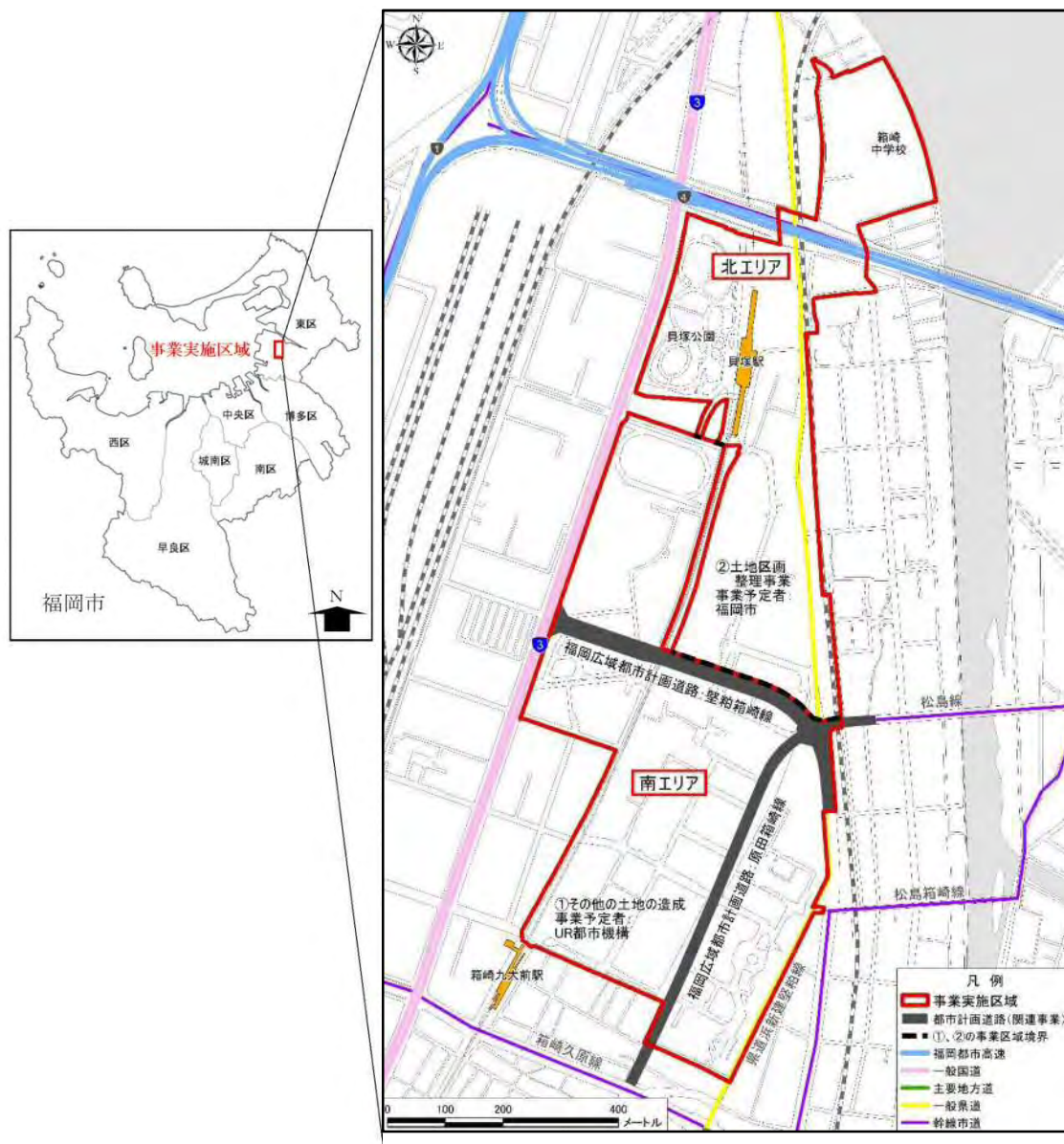


図 1.4-1 事業実施区域の位置

(2) 事業の進め方

図 1.4-1 に示す北エリアは土地区画整理事業、南エリアはその他の土地の造成(開発行為)により基盤整備(道路、公園等の公共施設や地下埋設物などの整備、敷地造成など)を実施する。また、関連事業として都市計画道路整備事業を南エリアの開発行為とあわせて行う予定である。

基盤整備の実施に先立ち、関連事業として九州大学による既存建物等の解体、土壌汚染調査及び対策、埋蔵文化財調査が順に行われ、その後、整備が可能となった箇所から基盤整備に着手する。

なお、基盤整備の進捗にあわせて、土地利用事業者へ土地が譲渡され、各事業者により建物の建築等が行われる予定である。

また、関連事業が同時期に実施されることから、周囲の環境へ及ぼす影響については、九州大学とも連携し検討していく。

(3) 事業スケジュール

事業スケジュールは、表 1.4-1 に示すとおりであり、本事業の工事期間は概ね 2020 年度～2028 年度を予定している。

表 1.4-1 事業スケジュール(予定)

事業年次		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
本 事 業	① その他の土地の造成	◆ 開発許可	→								
	② 土地区画整理事業	◆ 都市計画決定	◆ 事業認可	→							
	③ 関連事業 (九州大学が実施する調査等、 都市計画道路整備事業)	◆ 既存建物等の解体 ◆ 土壌汚染調査及び対策 ◆ 埋蔵文化財調査 ◆ 都市計画道路整備事業	→	→							

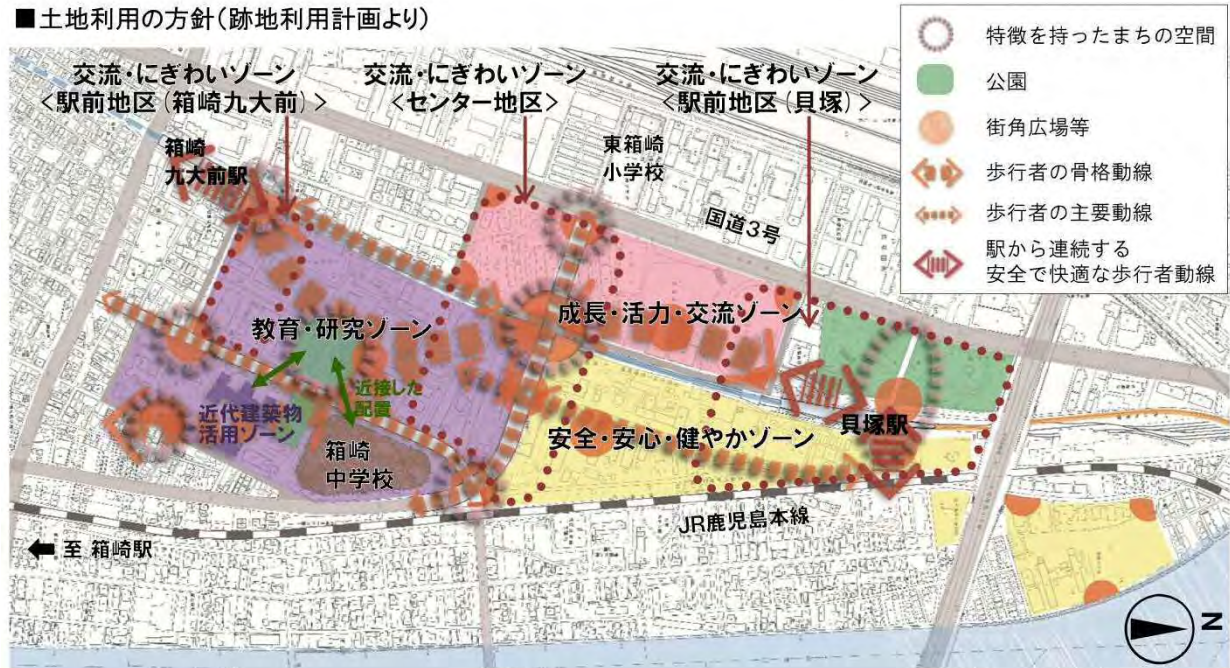
1.4-2 土地利用計画、施設設計及び交通計画

(1) 土地利用の方針及び土地利用計画

ランドデザインに示したゾーンや導入機能の考え方を図 1.4-2 及び表 1.4-2 (1) ～ (2) に示す。

また、現時点における土地利用計画図(予定)を図 1.4-3 及び表 1.4-3 に示す。

■土地利用の方針(跡地利用計画より)



※上図はイメージであり、今後の検討により変更の可能性があります。

出典：「九州大学箱崎キャンパス跡地ランドデザイン」(平成 30 年 7 月、福岡市・九州大学)p. 40

図 1.4-2 土地利用の方針(ゾーニング)

表 1.4-2(1) 土地利用の方針

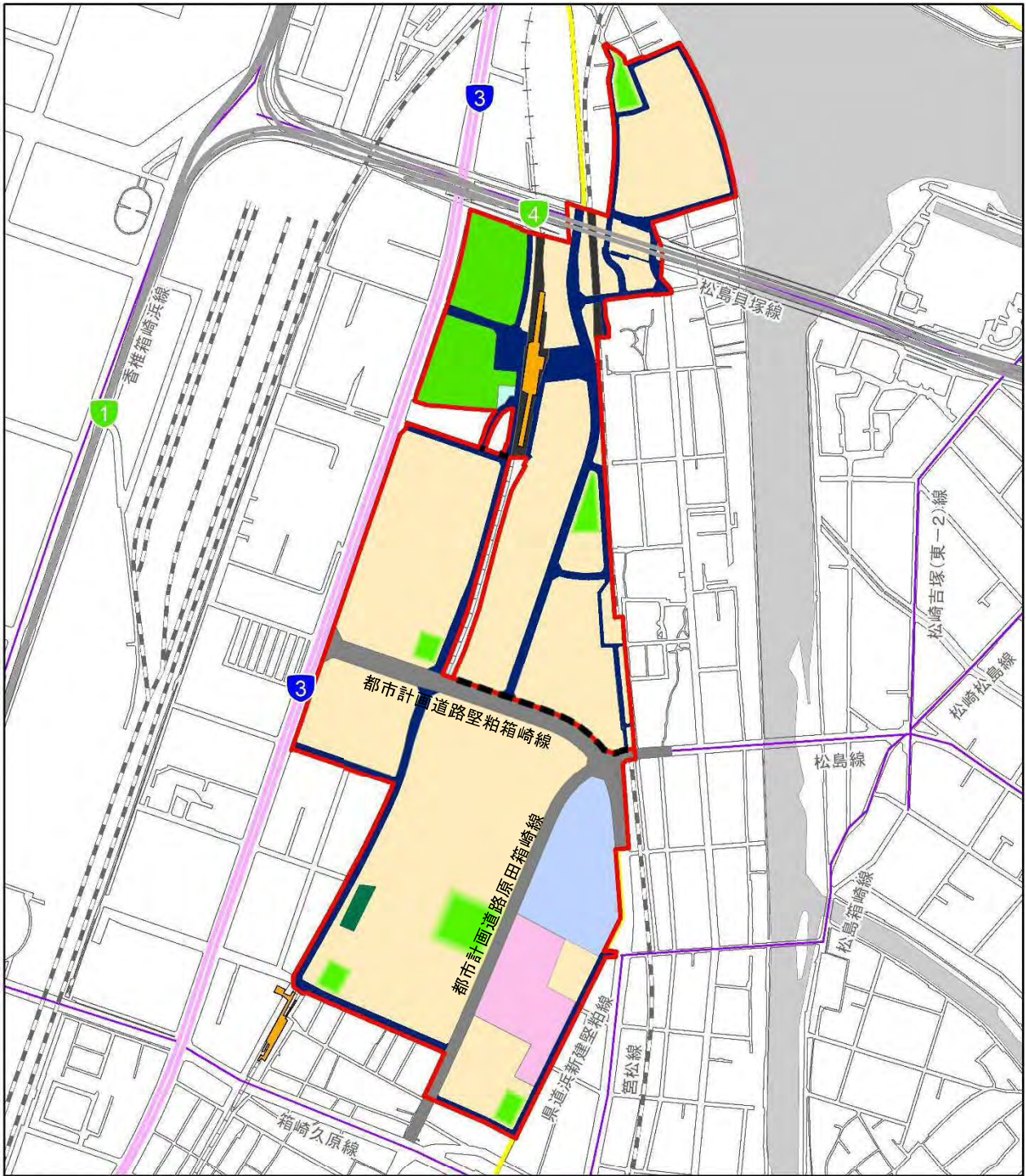
ゾーン 名称	教育・研究ゾーン	安全・安心・健やかゾーン	成長・活力・交流ゾーン	
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> 工学部本館、本部第一庁舎など、九州大学を象徴するきわめて評価の高い近代建築物が立地する「近代建築物活用ゾーン」を含む。 自動車の主要動線として新たに整備する都市計画道路の沿道であり、周辺地域との回遊性が高い。 跡地等の南側は、筥崎宮、旧唐津街道沿いの町家等の歴史・文化的な地域資源が豊富に見られる。 住宅が多く立地している既成市街地と隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 箱崎キャンパス地区の東側は、UR団地や市営住宅団地、戸建住宅など住宅系の土地利用が多い。近年、JR沿線等において集合住宅等の立地が進んでいる。 跡地等の中では航空機騒音の影響を比較的受けにくい。 箱崎中学校跡地は、多々良川(宇美川)の水辺といった自然環境に恵まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 九州の主要幹線道路である国道3号の沿道であり、福岡都市高速道路貝塚ランプ、箱崎ランプにも近接し、自動車のアクセス性が非常に高い。 2つの鉄道駅(箱崎九大前駅・貝塚駅)からアクセスしやすく、多様な施設の立地が望める。 国道3号沿道には商業・業務施設、飲食店等の他、貝塚団地などの共同住宅の立地も多く見られる。 	
空間整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 新たに整備する公園を中心として、歩行者の骨格動線である「歩の軸」や「近代建築物活用ゾーン」などと連携し、シンボリックな空間づくりを行う。 箱崎中学校が通学環境改善等のため、新規整備する公園に近接した場所に移転予定。 箱崎九大前駅は、駅と跡地を繋ぐ新たなまちの顔となり、人々が憩い、交流できる駅前にふさわしい空間づくりと利便性の向上を図る。 周辺地域との一体的な発展を目指して、箱崎駅や既成市街地からの連続性に配慮し、わかりやすく親しみのある空間づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 貝塚駅東側は交通結節機能にふさわしい駅前空間を創出し、利便性の向上を図る。 貝塚駅からJR鹿兒島本線東側まで連続する安全で快適な歩行者動線を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 貝塚駅においては、国道3号から駅へのアクセス性向上とともに、交通結節機能の強化を図る。 貝塚駅西側は、再整備する貝塚公園も含め、まちの顔にふさわしい駅前空間を創出するとともに、利便性の向上を図る。 歩行者の骨格動線となる「歩の軸」を形成し、歩いて楽しく、憩い、賑わいをもたらす人中心の空間を確保する。 	
機能配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 九州大学が百年存在した地としてのブランドとともに、個性と創造性に富んだ多様な人材を育成するため、研究・開発機能や教育・人材育成機能、創業支援機能などの誘導。 公園、歩の軸、近代建築物活用ゾーンと連携を図りながら、人々が憩う、交流・にぎわい機能などの誘導。 シンボリックな空間づくりを活かしたコンベンション機能、観光インフォメーション機能などの誘導。 住宅が多く立地する既成市街地と隣接しているため、周辺環境に配慮した居住機能の誘導。 災害時の安全・安心を支える防災機能などの誘導。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅地・環境への影響を配慮した居住機能などの誘導。 快適で健やかな暮らしに寄与する医療・福祉機能やスポーツ健康増進機能などの誘導。 災害時の安全・安心を支える防災機能などの誘導。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の高いアクセス性や鉄道駅直結の利便性・集客性を活かし、これまで大学が担ってきた知の拠点を継承する文化・情報発信機能や生涯学習機能、スポーツ健康増進機能などの誘導。 	
交流・にぎわいゾーン	駅前地区	<p><箱崎九大前></p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前の立地を活かし、様々な人が利用する医療・福祉機能などの誘導。 駅前にふさわしい交流・にぎわい機能などの誘導。 生活利便性向上につながる生活支援機能などの誘導。 	<p><貝塚></p> <ul style="list-style-type: none"> 居住者や駅利用者の利便性向上につながる生活利便機能などの誘導。 駅前の立地、交通アクセス性の良さを活かした業務機能などの誘導。 	<p><貝塚></p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前にふさわしい、居住者や来街者等多くの人が集う、最先端の技術を活用した娯楽機能や商業機能などの誘導。 災害時の安全・安心を支える防災機能などの誘導。 居住者や駅利用者の利便性の向上につながる生活利便機能などの誘導。 駅前の立地、交通アクセス性の良さを活かした業務機能などの誘導。 駅前の立地を活かし、様々な人が利用する公益的なコミュニティ機能や医療・福祉機能、宿泊機能などの誘導。
	センター地区	<ul style="list-style-type: none"> ゾーン間の交流を促し、まちの一体感の形成につながる交流・にぎわい機能などの誘導。 教育・研究機能と相互補完・連携し、まちの一体感の形成につながるコミュニティ機能、次世代サービス体験機能などの誘導。 	<ul style="list-style-type: none"> まちの一体感を創出するため、居住者などが集うコミュニティ機能などの誘導。 	<ul style="list-style-type: none"> ゾーン間の交流を促し、まちの一体感の形成につながる交流・にぎわい機能などの誘導。

※「九州大学箱崎キャンパス跡地ランドデザイン」(平成30年7月、福岡市・九州大学)をもとに作成

表 1.4-2(2) 土地利用の方針

ゾーン 名称	教育・研究ゾーン	安全・安心・健やかゾーン	成長・活力・交流ゾーン
立地が考 えられる主 な機能等 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務機能 ・研究・開発機能 ・教育・人材育成機能 ・創業支援機能 ・交流・にぎわい機能 ・コンベンション機能 ・観光インフォメーション機能 ・居住機能 ・防災機能 ・医療・福祉機能(高齢者福祉施設等) ・生活支援機能 ・コミュニティ機能 ・次世代サービス体験機能 ・九州大学100年の歴史伝承機能 ・まちづくり活動支援機能 ・留学生支援機能 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住機能 ・医療・福祉機能(診療所、子育て支援施設等) ・スポーツ健康増進機能 ・防災機能 ・生活利便機能 ・業務機能 ・コミュニティ機能 ・まちづくり活動支援機能 ・創業支援機能 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・情報発信機能 ・生涯学習機能 ・スポーツ・健康増進機能 ・娯楽機能 ・商業機能 ・防災機能 ・生活利便機能 ・業務機能 ・コミュニティ機能 ・医療・福祉機能 ・宿泊機能 ・交流・にぎわい機能 ・新産業創造機能 など

※「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン」(平成 30 年 7 月、福岡市・九州大学)をもとに作成



凡例

■ 事業実施区域

--- 北エリア・南エリア境界

— 福岡都市高速

— 一般国道

— 一般県道

— 幹線市道

■ 水域

■ 駅

— JR

— 私鉄

— 地下鉄

土地利用計画(予定)

■ 宅地

■ 保全樹林

■ 公園

■ 駅前広場・区画道路

■ 都市計画道路

1:10,000

0 100 200 400メートル



■ 箱崎中学校予定地

■ 近代建築物活用ゾーン

■ 駐輪場

■ 鉄道用地

現時点での土地利用計画(予定)であり、今後変更することがあります。

図 1.4-3 土地利用計画図(予定)

表 1.4-3 土地利用計画(予定)

区分	面積(ha)			比率(%)	備考
	北エリア	南エリア	合計		
造成地等	約 13.7	約 22.3	約 36.0	約 61.6	保全樹林を含む
区画道路	約 4.0	約 2.5	約 6.5	約 11.2	
公園	約 4.0	約 1.7	約 5.7	約 9.8	
駅前広場	約 0.7	—	約 0.7	約 1.1	
駐輪場	約 0.1	—	約 0.1	約 0.1	
箱崎中学校	—	約 3.0	約 3.0	約 5.2	
近代建築物活用ゾーン	—	約 2.3	約 2.3	約 3.9	
鉄道用地	約 1.0	—	約 1.0	約 1.8	
都市計画道路	—	約 3.1	約 3.1	約 5.3	
合計	約 23.5	約 34.9	約 58.4	100.0	

注) 合計面積は関連事業等も含む

(2) 道路計画

道路整備計画を表 1.4-4 及び図 1.4-4 に、道路標準断面図を図 1.4-5 に示す。計画地外の道路を結ぶように、新たな区画道路の配置及び現況道路の拡幅を行う。

また、表 1.4-5 及び図 1.4-4 に示すとおり、都市計画道路堅粕箱崎線及び原田箱崎線の整備により幹線道路ネットワークを強化し、あわせて地域の骨格を形成することで、当該地域周辺の交通円滑化を図る。

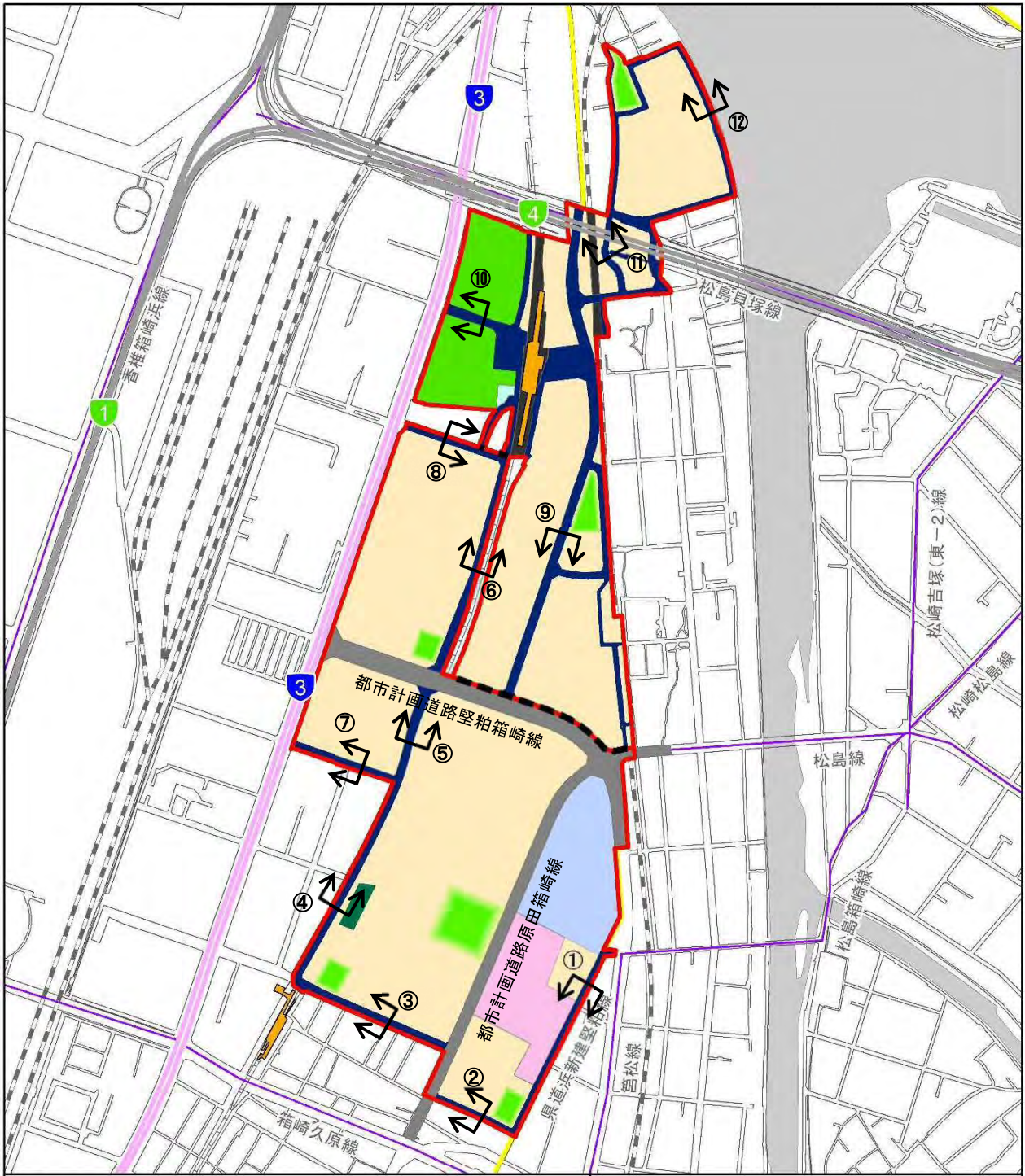
表 1.4-4 道路計画(区画道路)

名称	幅員	車線数
区画道路①	約 10m	2車線
区画道路②	約 10m	2車線
区画道路③	約 13.5m	2車線
区画道路④	約 13.5m	2車線
区画道路⑤	約 14m	2車線
区画道路⑥	約 11.5m	2車線
区画道路⑦	約 12.5m	2車線
区画道路⑧	約 12.5m	2車線
区画道路⑨	約 15m	2車線
区画道路⑩	約 14m	2車線
区画道路⑪	約 12m	2車線
区画道路⑫	約 9.5m	2車線

表 1.4-5 道路計画(都市計画道路)

都市計画道路の名称	幅員	車線数
福岡広域都市計画道路 3・3・1-78号 堅粕箱崎線	28m	4車線
福岡広域都市計画道路 3・4・1-159号 原田箱崎線	19m	2車線

出典:平成30年7月11日 官報(第7303号)国土交通省告示第九百六号



凡例

- | | | | | |
|-------------|-----|------------|------------|----------|
| 事業実施区域 | 駅 | 土地利用計画(予定) | | 箱崎中学校予定地 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 宅地 | 近代建築物活用ゾーン | 駐輪場 |
| 福岡都市高速 | 私鉄 | 保全樹林 | 公園 | 鉄道用地 |
| 一般国道 | 地下鉄 | 駅前広場・区画道路 | 都市計画道路 | |
| 一般県道 | | | | |
| 幹線市道 | | | | |
| 水域 | | | | |
- (丸数字は、図 1.4-5 の断面図の番号を示す。)
- 現時点での土地利用計画(予定)であり、今後変更することがあります。

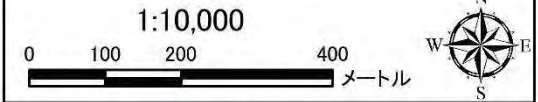


図 1.4-4 道路整備計画図(予定)

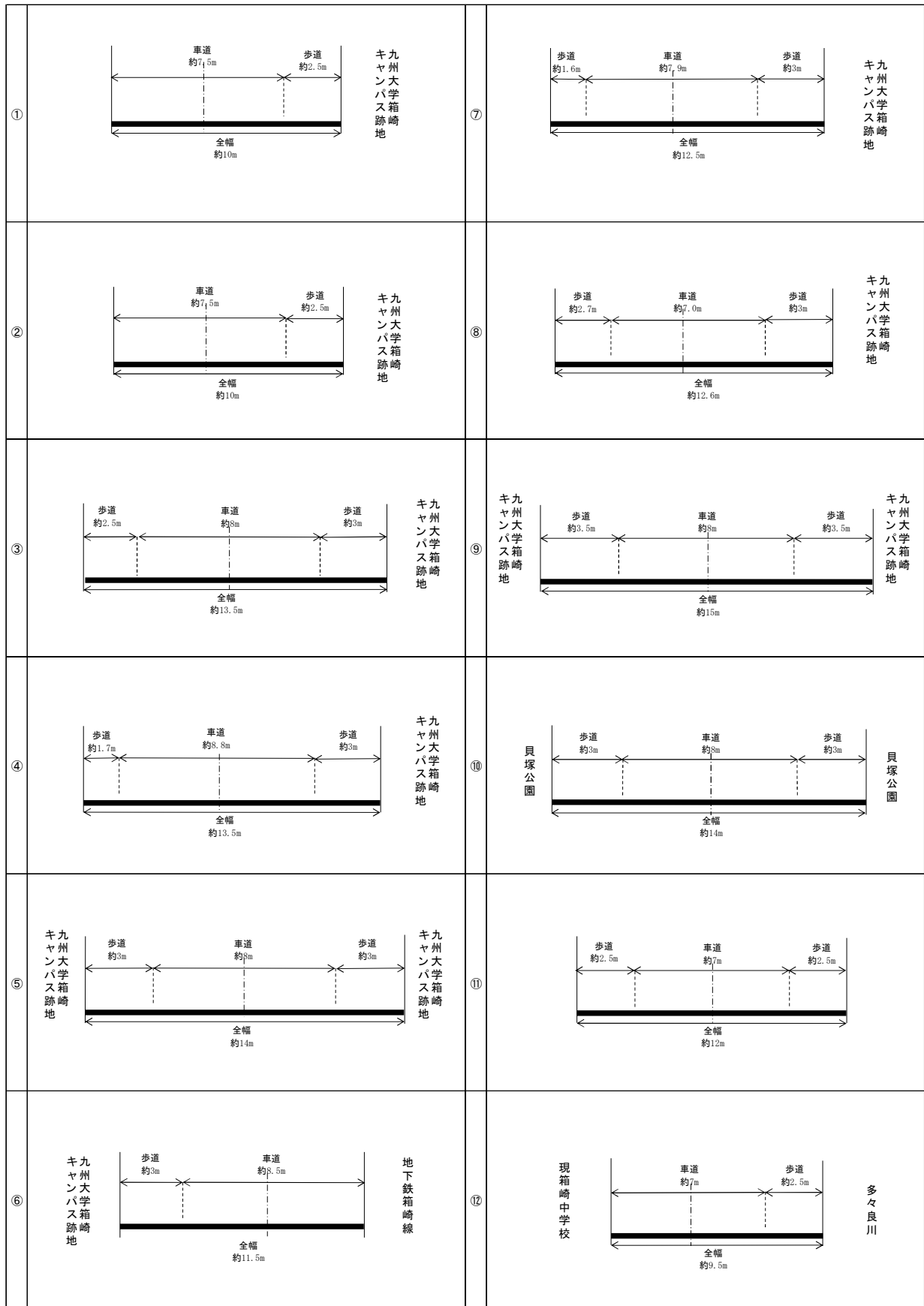


図 1.4-5 道路標準断面図(予定)

(3) 交通計画

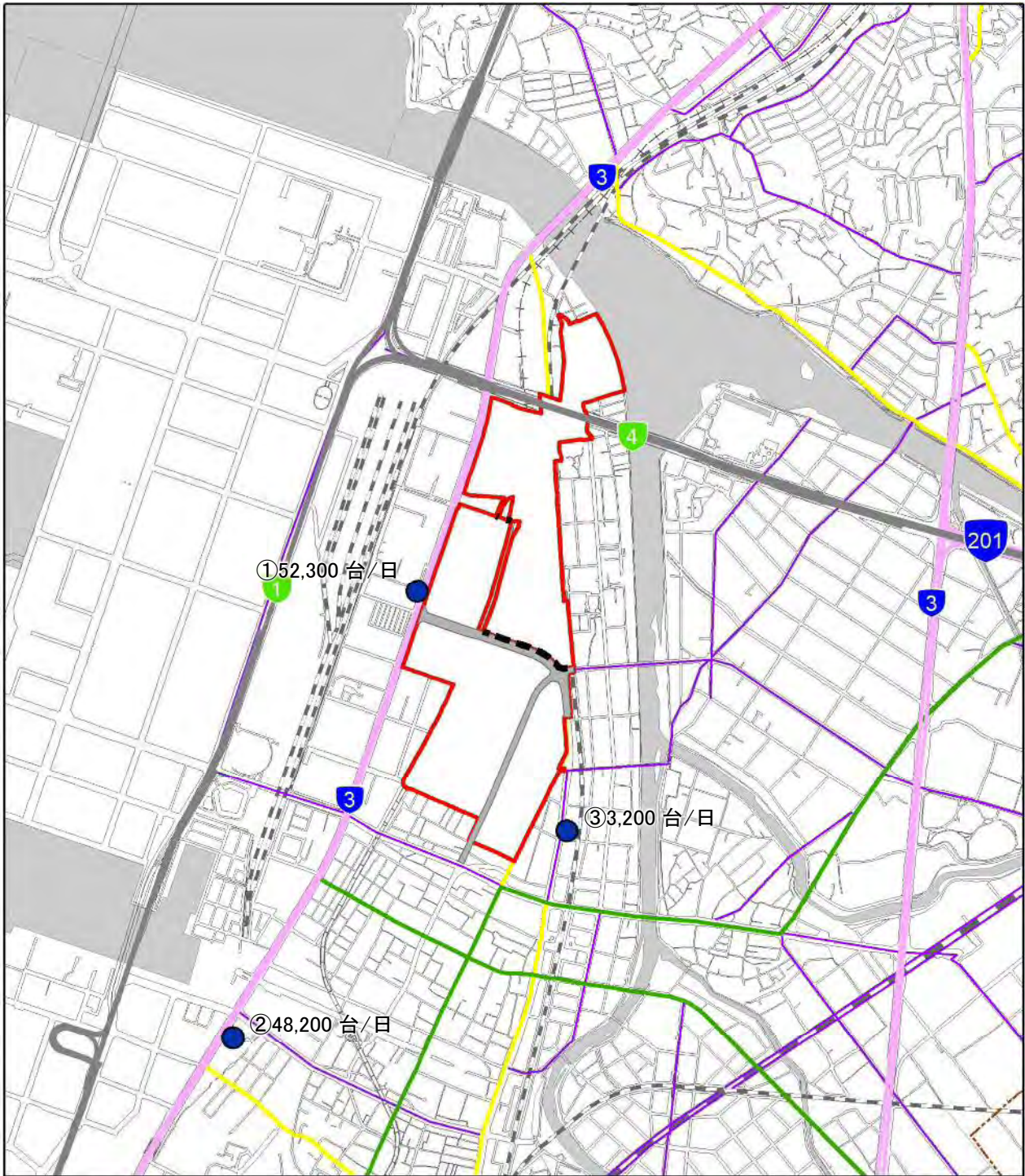
将来交通量は、平成 17 年度(2005 年)道路交通センサスにおける「平成 42 年(2030 年)将来 OD」を用いて、将来(2030 年)の道路ネットワークで推計した。

推計した将来交通量を表 1.4-6 及び図 1.4-6 に示す。基盤整備工事は 2028 年度に完了予定で、供用は 2029 年度以降となることから、供用時の交通量は、この推計した将来交通量と同程度であると想定される。

表 1.4-6 将来交通量(台/日)

地点番号	路線名	住所	将来交通量
①	国道 3 号	箱崎 5 丁目 11-1(東箱崎小)	52,300
②	国道 3 号	馬出 4 丁目 8-14	48,200
③	市道筥松線	箱崎 6 丁目 1(東側集落)	3,200

※本事業は、基盤整備事業（「その他の土地の造成」及び「土地区画整理事業」）であり、供用後の施設関連車両としては、公共施設（都市計画道路、公園、箱崎中学校）の供用分のみであり、その後の土地利用に係る関連車両は含まれていない。



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 都市計画道路
- 福岡都市高速
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 幹線市道

● 将来交通量推計地点

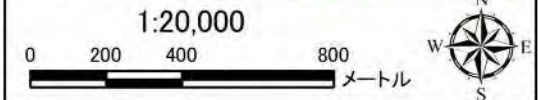


図 1.4-6 将来交通量

(4) 公共施設配置計画

1) 公園

本事業では、表 1.4-7 及び図 1.4-7 に示すとおり、良好な都市環境や憩い・市民活動の場の提供、防災性・安全性向上のため公園を配置する予定である。

南エリアには、身近な公園不足を解消するとともに一体的な活用や防災性の向上を図るため、箱崎中学校、近代建築物活用ゾーン近くに近隣公園を配置する予定である。また、新たに街区公園を3箇所整備する予定である。

北エリアには、新たに街区公園を2箇所整備するとともに、憩い・賑わい・交流機能のある駅前空間を一体的に創出するため貝塚公園を再整備する予定である。

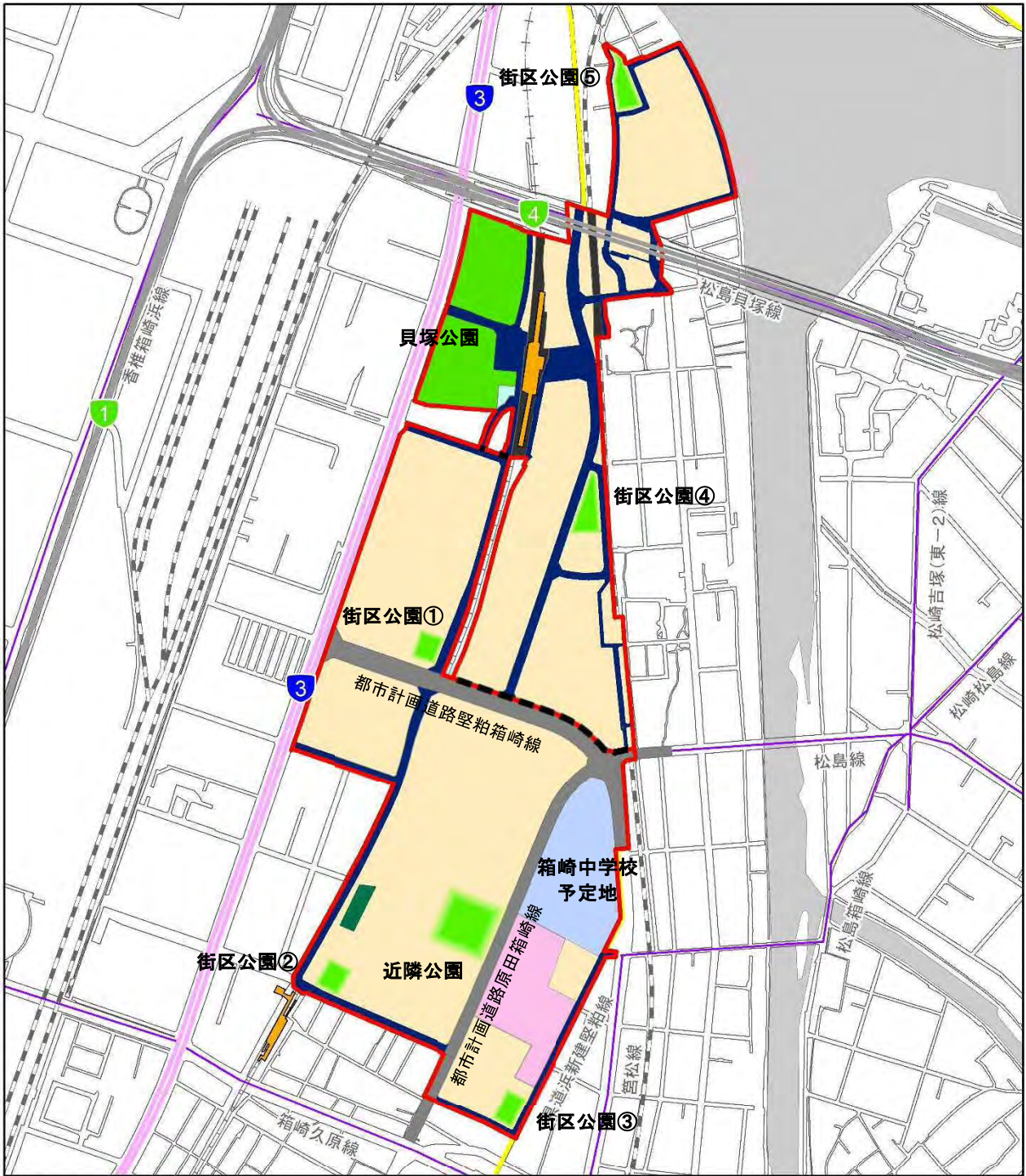
表 1.4-7 公園計画(予定)

区分		面積		備考
南 エ リ ア	街区公園①	約 0.2ha	約 5.7ha	約 9.8% (総面積約 58.4ha)
	街区公園②	約 0.3ha		
	街区公園③	約 0.2ha		
	近隣公園	約 1.0ha		
北 エ リ ア	街区公園④	約 0.3ha		
	街区公園⑤	約 0.3ha		
	貝塚公園	約 3.4ha		

2) 箱崎中学校

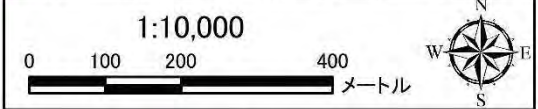
校区の端に立地し、通学路の危険箇所(踏切)や河川に接する不安などの解消に向けて、まちづくりに併せて図 1.4-7 に示す位置に移転する予定である。

校舎等の詳細な位置や面積は、福岡市小中学校施設整備指針等を踏まえ今後検討を行う。



凡例

- | | | | |
|-------------|-----|------------|------------|
| 事業実施区域 | 駅 | 土地利用計画(予定) | 箱崎中学校予定地 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 宅地 | 近代建築物活用ゾーン |
| 福岡都市高速 | 私鉄 | 保全樹林 | 駐輪場 |
| 一般国道 | 地下鉄 | 公園 | 鉄道用地 |
| 一般県道 | | 駅前広場・区画道路 | |
| 幹線市道 | | 都市計画道路 | |
| 水域 | | | |



現時点での土地利用計画(予定)であり、今後変更することがあります。

図 1.4-7 公共施設配置計画図(予定)

(5) 供給施設計画

1) 給水

福岡市水道局と協議し、本事業の土地利用計画・道路整備計画と合わせて、上水道の既設管の移設及び新設を行い供給する計画である。

2) ガス

ガス供給業者と協議し、本事業の土地利用計画・道路整備計画と合わせて、ガスの既設管の移設及び新設を行い供給する計画である。

3) 電力・通信

電力・通信会社と協議し、本事業の土地利用計画・道路整備計画と合わせて供給する計画である。

(6) 処理施設計画

1) 雨水排水

雨水については、福岡市公共下水道に排除する計画である。

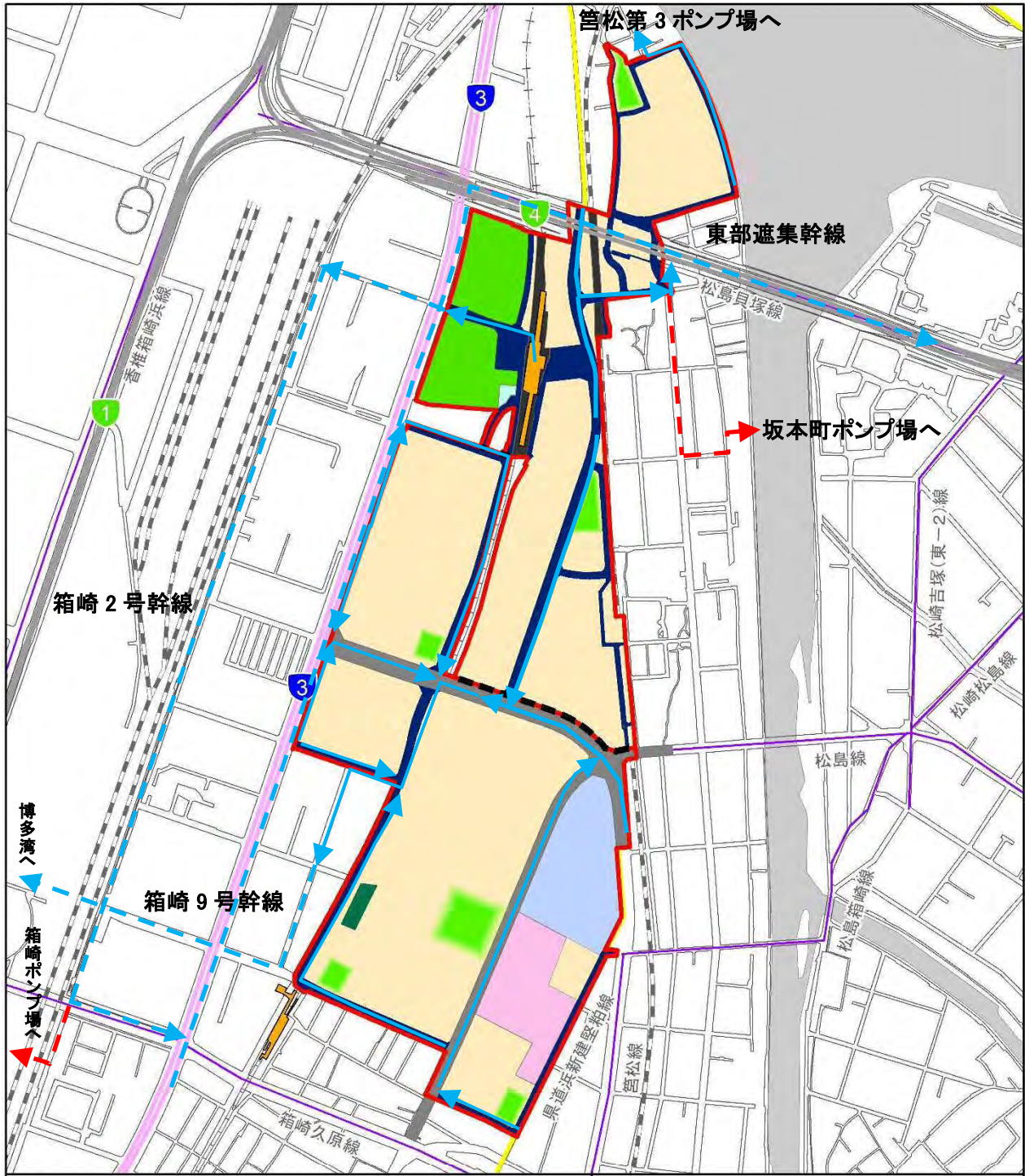
事業実施区域内の大部分の区域は分流式下水道区域となり、公共下水道(雨水管)に排除された雨水は、降雨量に関わらず常に箱崎9号幹線を介して公共用水域(博多湾)へ放流される。一部の区域は既に分流式下水道区域となっているため、公共下水道(雨水管)に排除された雨水は、降雨量に関わらず常に管松第3ポンプ場から公共用水域(多々良川)に放流されている。

合流式下水道として残る区域では、公共下水道に排除された雨水は、箱崎2号幹線等(合流管)を經由して東部遮集幹線(合流管)で東部水処理センターに集められ、処理された後に公共用水域(宇美川)に放流される。なお、一定以上の降雨があった場合は、箱崎2号幹線等に流入した雨水の一部は、坂本町ポンプ場、箱崎ポンプ場から公共用水域(宇美川、博多湾)に直接放流されることもある。

雨水排水計画図を図1.4-8に示す。

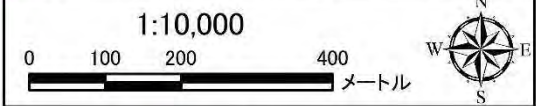
2) 汚水排水

汚水については、福岡市公共下水道に排除する計画である。



凡例

- | | | | |
|--|--|---|---|
| 事業実施区域 | 駅 | | |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | | |
| 福岡都市高速 | 私鉄 | 土地利用計画(予定) | 箱崎中学校予定地 |
| 一般国道 | 地下鉄 | 宅地 | 近代建築物活用ゾーン |
| 一般県道 | | 保全樹林 | 駐輪場 |
| 幹線市道 | → 雨水排水ルート(新設管) | 公園 | 鉄道用地 |
| 水域 | → 雨水排水ルート(既設管) | 駅前広場・区画道路 | |
| | 雨水排水ルート(一定以上の降雨時のみ) | 都市計画道路 | |



現時点での土地利用計画(予定)であり、今後変更することがあります。

図 1.4-8 雨水排水計画(予定)

(7) 緑化計画

本事業では、表 1.4-8 及び図 1.4-9 に示すとおり、(4)公共施設配置計画に示す公園を配置し、適切な樹木の選定・配置を行い、緑地環境を整える。

事業実施区域内の緑は、歴史的観点及び生態系の観点から残すことが必要な既存樹木を現地に保存、及び移植により活用するとともに、従前の緑量(約 13ha)を整備後も維持する方針である。さらに、周辺の緑地や多々良川とネットワークを構築し、季節感を持った緑豊かな地域とする計画である。

本事業の事業実施区域内の従前の緑量は、樹林・樹木、芝地、公園を対象として算定している。時期としては、環境影響評価の現地調査時の状況を対象とするが、既に九州大学の建物解体が行われたエリアについては解体前の従前の緑量を算定している。なお、事業実施区域内の研究施設である実験圃場や人工構造物であるグラウンド内の芝地は除外している。

表 1.4-8 公園等面積

区 分	面 積	備 考
公 園	約 5.7ha	貝塚公園、南エリア近隣公園、街区公園の合計
街路樹	約 0.4ha	都市計画道路及び北エリアの区画道路の一部は両側に新植

1) 公園植栽計画

南エリアには、身近な公園不足を解消するとともに一体的な活用や防災性の向上を図るため、箱崎中学校、近代建築物活用ゾーン近くに近隣公園(約 1.0ha)を配置する。また、新たに街区公園 3 箇所(約 0.7ha)を整備する。

近隣公園は、地域の歴史を継承するために九州大学の地に存在した既存樹木も利活用し、公園内の見通しを確保できるよう樹木を適正に配置する計画である。なお、生態系を保全する観点から新植樹木については、当該地区の自然植生を構成する在来種を主に植栽する計画である。

また、街区公園についても、既存樹木のうち当該地区の在来種の高木を活用することで生態系の保全に努める。

北エリアには、憩い・賑わい・交流機能のある駅前空間を一体的に創出するため、貝塚公園(約 3.4ha)を再整備するとともに、新たに街区公園 2 箇所(約 0.6ha)を整備する。

貝塚公園においても、現在の植栽と南エリアの近隣公園と同様に歴史を継承する観点から既存樹木のうち、当該地区の風土に調和した在来種を利活用する計画である。

また、街区公園についても、街区公園④は、既存樹木のうち当該地区の在来種の高木を利活用し、街区公園⑤は、既存のクロマツを活用することで潜在的な自然の植生を確保する計画としている。

なお、公園への植栽については、現況植生や地域の植生を踏まえ、季節感を感じることができる落葉樹と、常に潤い感を与える常緑樹をバランスよく選定し、利用者の憩い、生態系の保全を考慮した植栽を計画する。

2) 街路樹の植栽計画

街路樹の植栽は、本事業では北エリアの区画道路の一部に、関連事業では都市計画道路に新植を計画する。新植する樹種は九州大学の地に存在した樹種や当該地区の自然植生を構成する在来種のうち、環境耐性及び樹形の特性や旅鳥の利用等を考慮して選定する。

3) まちづくりにおける植栽計画

南エリアについては、公募により決定する土地利用事業者の創意工夫により既存樹木の活用や緑量を確保して緑豊かな空間形成が図られるよう、公募により提案を求める予定である。

北エリアについては、今後土地利用の具体化に伴い公募条件の設定等も含めて緑量と生態系の保全を検討していく。

a) 都市計画道路境界からのセットバック空間

道路植栽との組み合わせにより、緑豊かな空間づくりを土地利用事業者に求める予定である。

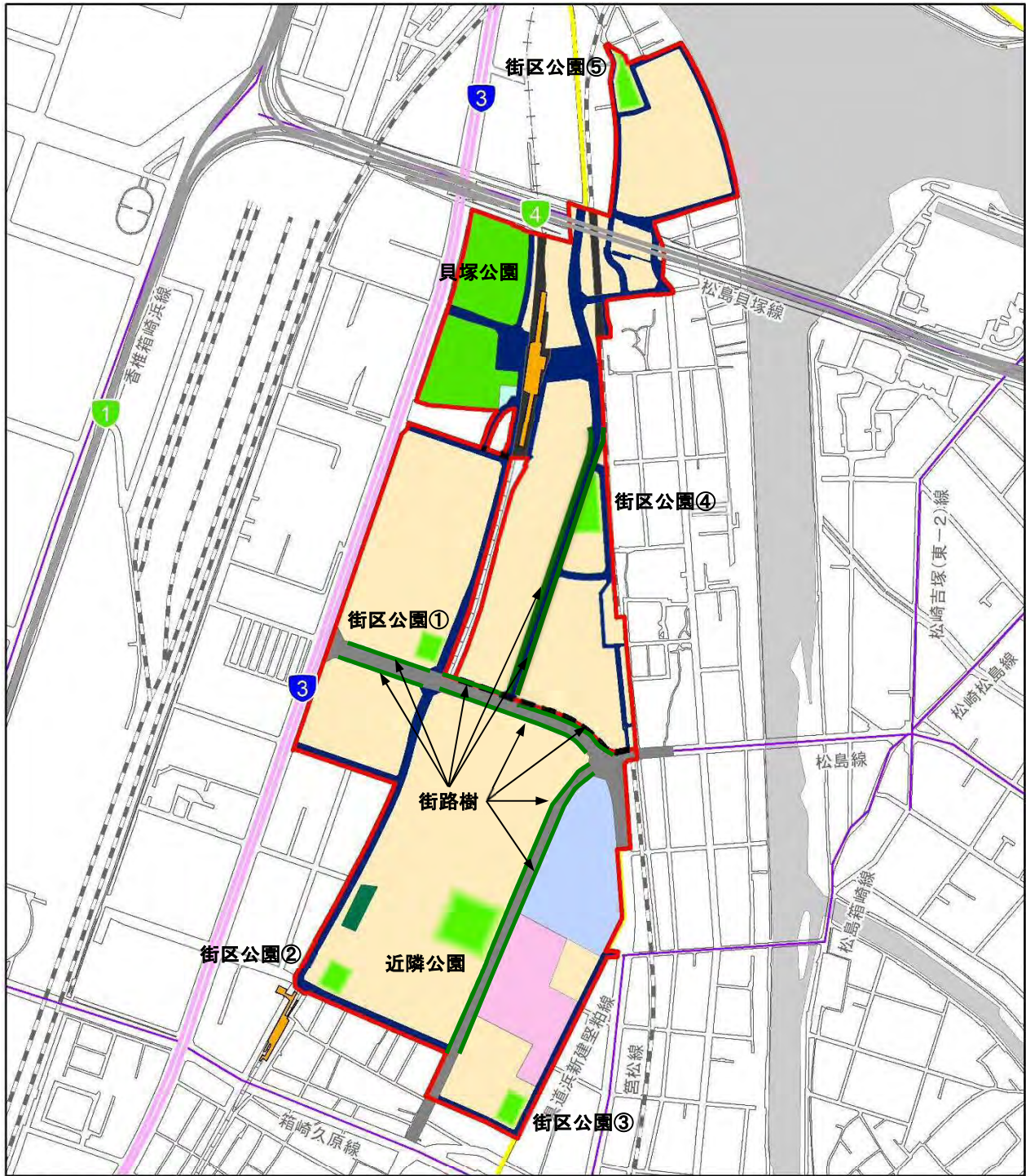
b) 近代建築物活用ゾーン

近代建築物の活用を踏まえながら、建築物との調和に配慮しつつ樹木の保存・活用に努める。

c) 保全樹林

100年間育まれてきた地域の貴重な緑であり、鳥類の利用や昆虫類の生息環境となるクロマツを中心とした地域を代表する二次林として南エリアに残置する計画である。

この樹林は、当該地域の典型的な海岸付近のクロマツ群落の組成であり、事業実施区域の中で多様な生物が生息、生育、利用、繁殖、供給源となる自然に近い樹林と考えられ、樹種、樹形、樹齢等に配慮して、可能な限り現地にそのまま樹林を保全することで当該地区の緑量及び質の低下を低減する。



凡例

■ 事業実施区域

■ 北エリア・南エリア境界

— 福岡都市高速

— 一般国道

— 一般県道

— 幹線市道

■ 水域

■ 駅

— JR

— 私鉄

— 地下鉄

土地利用計画(予定)

■ 宅地

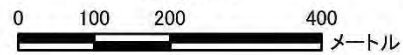
■ 保全樹林

■ 公園

■ 駅前広場・区画道路

■ 都市計画道路

1:10,000



■ 箱崎中学校予定地

■ 近代建築物活用ゾーン

■ 駐輪場

■ 鉄道用地

現時点での土地利用計画(予定)であり、今後変更することがあります。

図 1.4-9 緑化計画図(予定)

1.4.3 工事計画

(1) 施工方法の概要

施工方法の概要を以下に示す。

また、工事(以下、「造成等工事」という。)の種類及び想定される主な建設機械を表 1.4-9 に、工事工程を表 1.4-10 に、工区割り図を図 1.4-10 に示す。なお、工区については、南エリア＝開発行為、北エリア＝土地区画整理事業とする。

年度別の施工状況図を図 1.4-11(1)～(5)に示す。

1) 基盤整備工事

バックホウ、ブルドーザー等で造成工事を行う。掘削にあたっては、深さに応じて軽量鋼矢板等を設置し、土留めを行う。また、必要に応じ地盤改良を行う。

側溝、管渠等の排水施設の敷設を行うとともに、上水道管・ガス管の敷設、電線共同溝の整備を行う。

ロードローラー、アスファルトフィニッシャー等を用いて道路等の整備を行う。

2) 既存建物等の解体工事(関連事業：九州大学が実施)

油圧破碎機、バックホウ、ブレーカー、クレーン等を用いて、既存建物等の解体、杭の引き抜きを行い、適正に分類し、再資源化(中間処理)施設等に運搬する。

3) 土壌汚染調査及び対策(関連事業：九州大学が実施)

箱崎キャンパス敷地内の汚染土壌について、洗浄可能な汚染土壌は敷地内に設置した仮設洗浄処理プラントで、土壌汚染対策法に基づく基準値以内に洗浄した後、敷地内に埋め戻す。

洗浄に適さない汚染土壌や洗浄作業において凝集した汚染物質は敷地外へ搬出し土壌汚染処理施設にて適切に処理する。

4) 埋蔵文化財調査(関連事業：九州大学が実施)

バックホウ等を用いて掘削調査を実施し、調査後は埋戻し等を行う。

5) 都市計画道路整備工事(関連事業：都市計画道路整備事業)

モータグレーダーで不陸整正作業及び敷き均し作業を行い、ロードローラー等により締固め作業を行う。

ロードローラー、アスファルトフィニッシャー等を用いて道路舗装を行う。

表 1.4-9 想定される主な建設機械一覧(工種別)

工 種		主な建設機械
基盤整備工事		バックホウ、クレーン、モータグレーダー、ブルドーザー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャー、クローラ式アースオーガ、コンクリートポンプ車、ダンプ、生コン車
関連事業	既存建物等の解体工事※1	破砕機、アースオーガ、バックホウ、ダンプ、クレーン、ブレイカー
	土壌汚染調査及び対策工事※1	バックホウ、ダンプ、圧入機、クレーン、油圧圧砕機、ブルドーザー、ローラー機
	埋蔵文化財調査※1	バックホウ、ダンプ
	都市計画道路整備工事※1	バックホウ、クレーン、モータグレーダー、アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー、ダンプ

※1: 既存建物等の解体工事、土壌汚染調査及び対策工事、埋蔵文化財調査、都市計画道路整備工事は、アセス対象である基盤整備事業の関連事業と位置付けて予測及び評価を行っている。

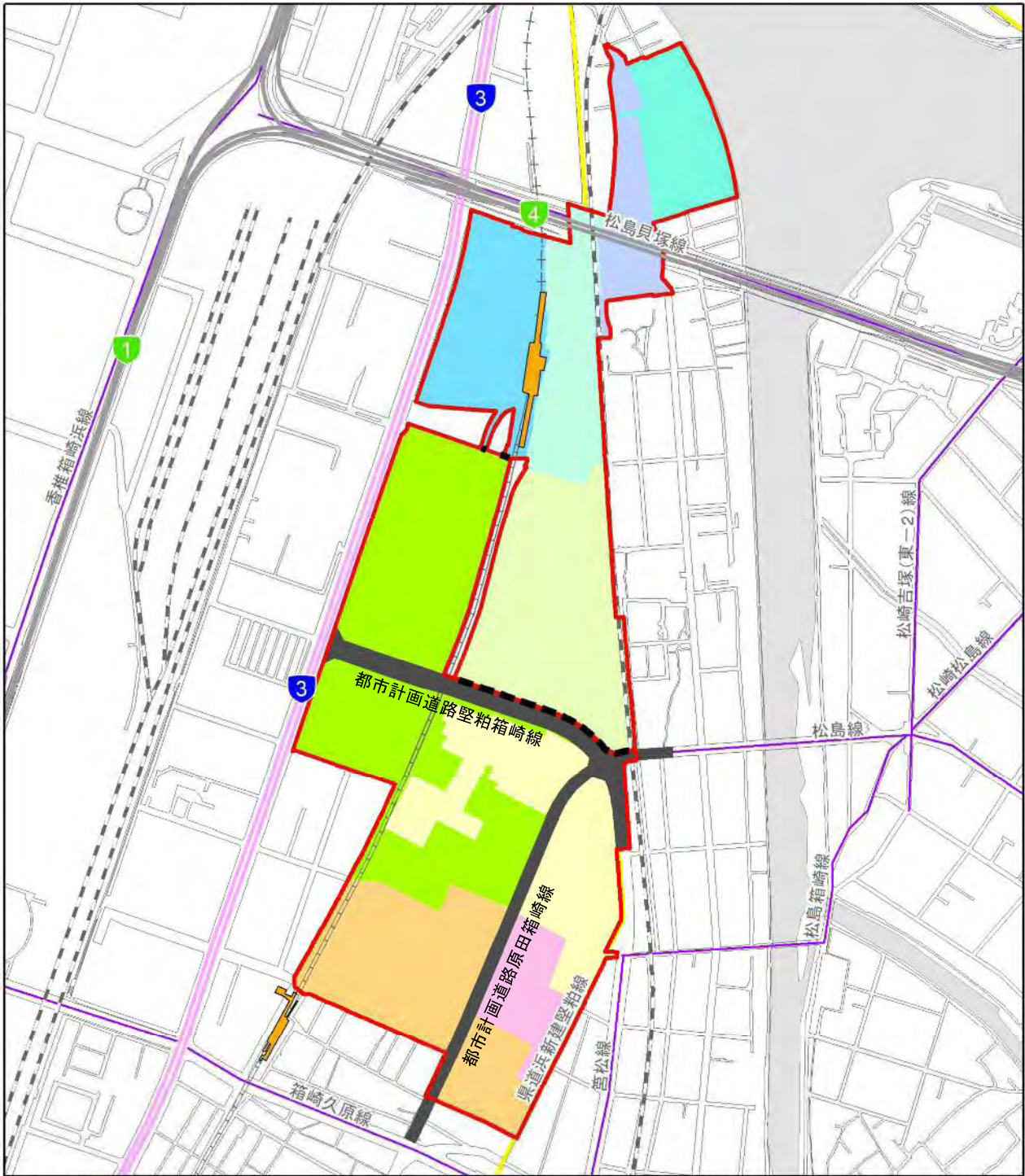
表 1.4-10 工事工程

<南エリア>

種別	工事名	2020年度												2021年度												2022年度												2023年度												2024年度												2025年度												2026年度												2027年度												2028年度																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12													
南1 工区	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
	関連事業	解体工事	■												■												■																																																																																															
		土壌汚染対策	■												■												■																																																																																															
		埋蔵文化財調査	■												■												■																																																																																															
		都計道工事	■												■												■																																																																																															
南2 工区	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
	関連事業	解体工事	■												■												■																																																																																															
		土壌汚染対策	■												■												■																																																																																															
		埋蔵文化財調査	■												■												■																																																																																															
		都計道工事	■												■												■																																																																																															
南3 工区	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
	関連事業	解体工事	■												■												■																																																																																															
		土壌汚染対策	■												■												■																																																																																															
		埋蔵文化財調査	■												■												■																																																																																															
		都計道工事	■												■												■																																																																																															

<北エリア>

種別	工事名	2020年度												2021年度												2022年度												2023年度												2024年度												2025年度												2026年度												2027年度												2028年度																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																									
北1 工区	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
	関連事業	解体工事	■												■												■																																																																																															
		土壌汚染対策	■												■												■																																																																																															
北2 工区	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
	関連事業	解体工事	■												■												■																																																																																															
		土壌汚染対策	■												■												■																																																																																															
北3 工区	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
	関連事業	解体工事	■												■												■																																																																																															
		土壌汚染対策	■												■												■																																																																																															
北4	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																
北5	基盤整備工事	■												■												■																																																																																																



凡例

■ 事業実施区域

■ 北エリア・南エリア境界

■ 都市計画道路(関連事業)

— 福岡都市高速

— 一般国道

— 一般県道

— 幹線市道

■ 駅

— JR

— 私鉄

— 地下鉄

■ 水域

工区割り

■ 南1工区

■ 南2工区

■ 南3工区

■ 近代建築物活用ゾーン

■ 北1工区

■ 北2工区

■ 北3工区

■ 北4工区

■ 北5工区

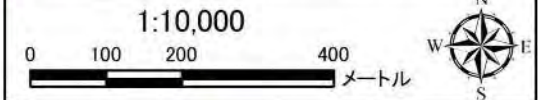


図 1.4-10 工区割り図

(2) 資材運搬等の車両運行計画

1) 資材運搬等の車両の主要な走行経路

事業実施区域内への資材運搬等の車両の出入口は、工事の進捗に従い、適宜設置する。資材運搬等の車両の主要な走行経路は、主に国道3号等を走行する計画としている。

なお、北3工区、北5工区の工事(2023~2028年度)における国道3号に至るまでの走行経路については、北3工区、北5工区周辺の道路網の現状を踏まえ、安全性等を勘案して検討した結果、北3工区、北5工区から南下し、松島線及び都市計画道路を経由して国道3号に至る走行経路を設定している。

2) 資材運搬等の車両台数

資材運搬等の車両台数が最大となるのは、図1.4-11に示すとおり、2022年度であり、この時期の発生台数は219台/日(南エリア95台/日、北エリア38台/日、関連事業86台/日)を計画している。

なお、資材運搬等の車両の走行時間帯は原則として7時から19時を計画している。

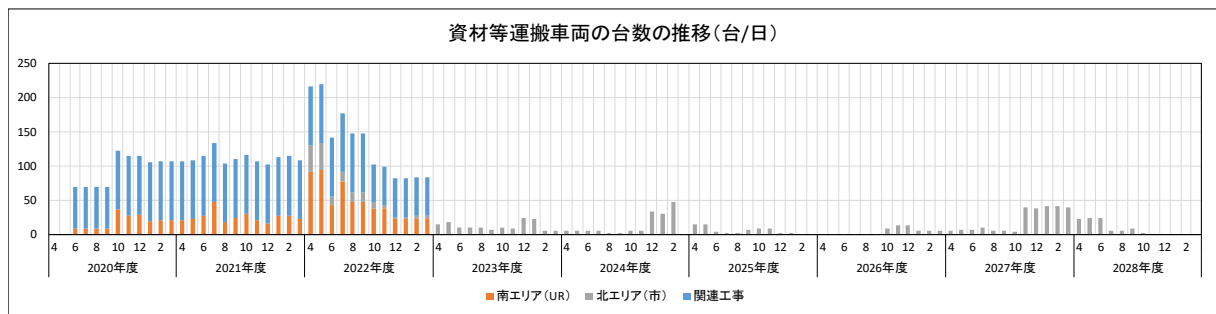


図1.4-11 資材運搬等の車両台数の推移(全体)

(3) 建設機械の稼働計画

建設機械の稼働台数が最大となるのは、図1.4-12に示すとおり、2021年度であり、この時期の稼働台数は120台/日(南エリア72台/日、関連事業48台/日)を計画している。

なお、建設機械の稼働時間帯は原則として8時から18時を計画している。

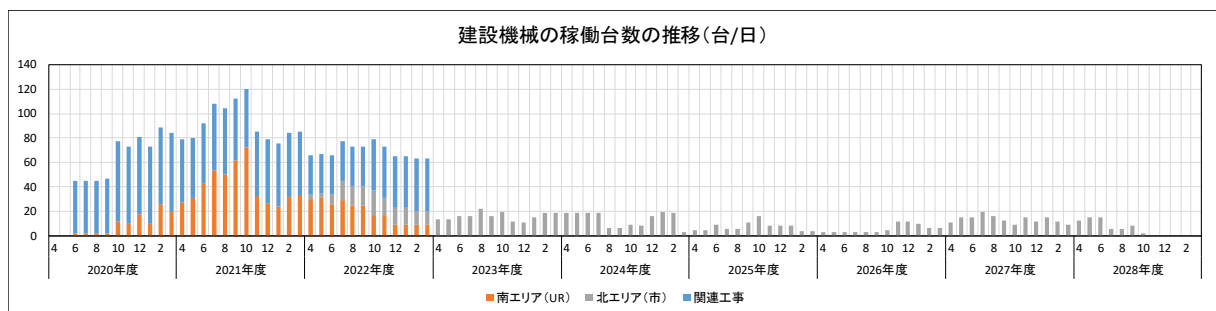


図1.4-12 建設機械の稼働台数の推移(全体)

(4) 造成計画

本事業の造成に伴い生じる土工量を表 1.4-11 に、造成計画平面図を図 1.4-14 に示す。

盛土は、原則として事業実施区域内の切土(掘削土)を再利用する。また、不足分は、事業実施区域外からの搬入土を使用する。

表 1.4-11 造成土工量

項目	事業実施区域		備考
	南エリア	北エリア	
(1)盛土量	58,239m ³	55,884m ³	
(2)切土(掘削土)量	22,983m ³	23,820m ³	事業実施区域内の盛土に利用
(3)不足土量(事業実施区域外からの搬入土量)	37,554m ³	34,446m ³	(1)-(2)×0.9 [※]

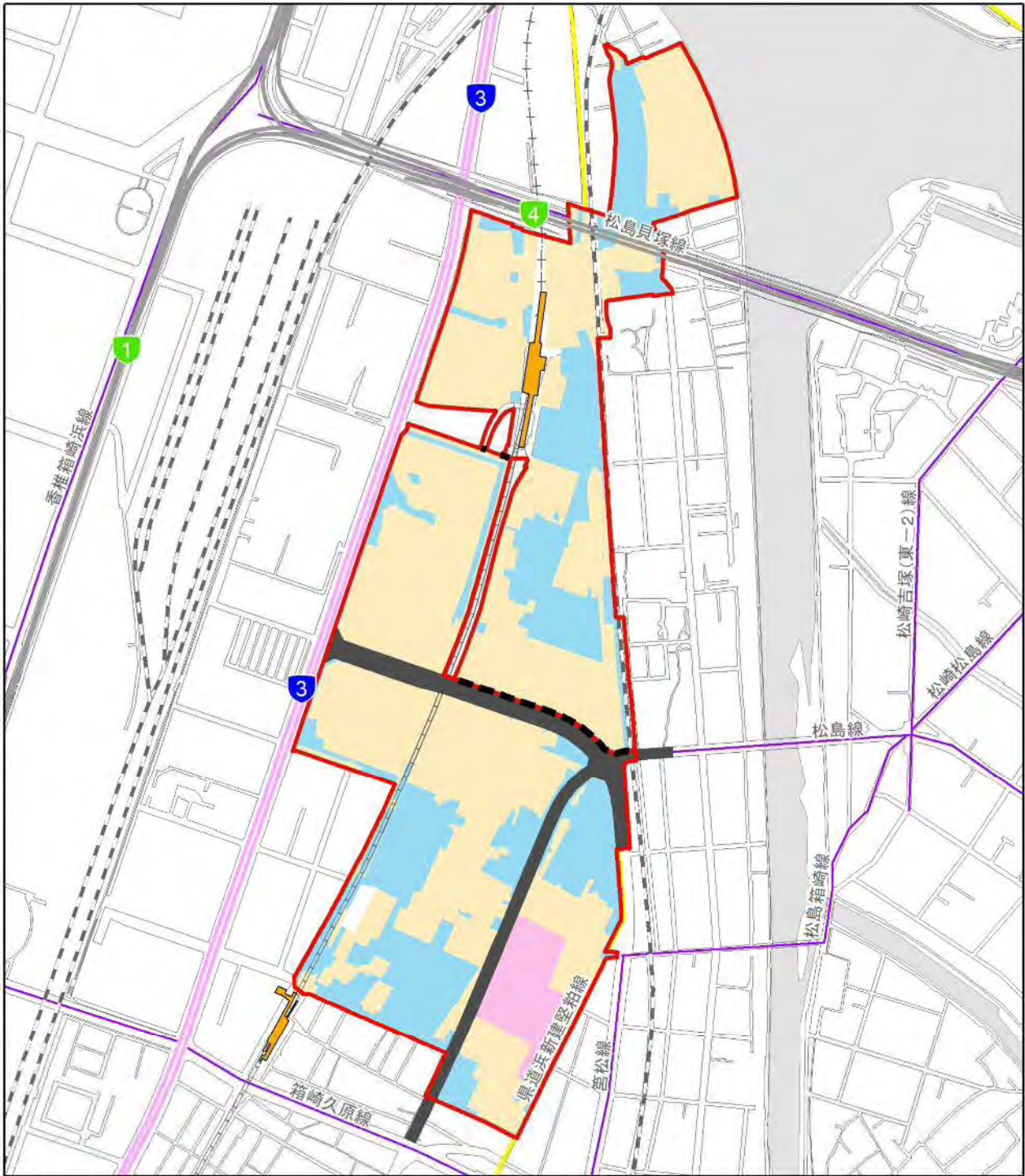
※0.9 は、盛土における土量変化率(締固め率)を示す。

(5) 工事中の雨水排水計画

工事中における事業実施区域内の雨水については、仮設沈砂池で土粒子を十分に沈殿させた後、その上澄み水を公共下水道に排除する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

工事中に発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託し適正な処理を行う計画である。



凡例

■ 事業実施区域

■ 北エリア・南エリア境界

■ 都市計画道路(関連事業)

— 福岡都市高速

— 一般国道

— 一般県道

— 幹線市道

■ 駅

— JR

— 私鉄

— 地下鉄

■ 水域

造成計画

■ 切土部

■ 盛土部

1:10,000

0 100 200 400メートル



図 1.4-14 造成計画平面図

1.4.4 供用及び管理の計画

(1) 道路

本事業で整備する区画道路及び関連事業で整備される都市計画道路については、街路樹を含めて市への引き渡し完了後はいずれも福岡市が管理を行っていく。

(2) 公園

本事業で整備する近隣公園、街区公園については、市への引き渡し完了後はいずれも福岡市が管理を行っていく。

(3) 箱崎中学校

新設予定の箱崎中学校については、福岡市により建設され、供用後も管理を行っていく。

(4) 保全樹林

保全樹林については、公募により決定する土地利用事業者にて緑豊かな空間が形成され活用されていく。

1.4.5 その他

(1) 土壌汚染対策法に基づく調査

1) 旧工学部 2 号館跡地

九州大学が旧工学部 2 号館跡地において、土壌汚染調査を実施したところ、土壌汚染対策法に係る指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、同法 14 条に基づく指定を行うよう申請した(平成 28 年 6 月 27 日)。(参考資料 1 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域及び形質変更時要届出区域)及び要措置区域において講ずべき指示措置(地下水の水質の測定)がなされた(平成 28 年 8 月 15 日)。

九州大学では、措置指示を受け、同区域内に設置した 4 カ所の観測井戸の水質検査を実施したところ、内 1 カ所から、砒素が基準値(0.01mg/L 以下)を超えて検出(0.013mg/L)されたため、福岡市へ報告するとともに、調査結果を公表した(平成 28 年 10 月 21 日、11 月 4 日)。(参考資料 2、参考資料 3 参照)

これを受け、当該要措置区域において講ずべき指示措置が変更(地下水の水質の測定及び現位置封じ込め又は遮水工封じ込め)され(平成 28 年 12 月 5 日)、九州大学は措置指示に基づき、地下水の水質の測定及び原位置封じ込め等による対策を実施した後、汚染土の掘削除去を行い、地下水モニタリングを行っている。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成 30 年 11 月 1 日に要措置区域の一部解除及び形質変更時要届出区域の全部解除がなされている。

2) 旧工学系実験施設跡地

続いて旧工学系実験施設跡地において、土壌汚染調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に係る指定基準を超える水銀・砒素・鉛が検出されたため、九州大学は、同法 14 条に基づく指定を行うよう福岡市に申請した。(平成 29 年 3 月 24 日)。

([参考資料 4](#)参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(形質変更時要届出区域)がなされた(平成 29 年 5 月 22 日)。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出している。

3) 旧応用物質化学分子教室等跡地

また、旧応用物質化学分子教室等跡地において、土壌汚染調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に係る指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、九州大学は、同法 14 条に基づく指定を行うよう福岡市に申請した。(平成 29 年 10 月 12 日)。(参考資料 5 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域及び形質変更時要届出区域)がなされた(平成 29 年 12 月 11 日)。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成 30 年 10 月 18 日に要措置区域及び形質変更時要届出区域の一部解除、平成 31 年 3 月 25 日に要措置区域及び形質変更時要届出区域の一部解除がなされている。

4) 工学系実験施設周辺道路

また、工学系実験施設周辺道路において、土壌汚染調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に係る指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロム・シアンが検出されたため、九州大学は、同法 14 条に基づく指定を行うよう福岡市に申請した。(平成 30 年 3 月 12 日)。(参考資料 6 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域)及び要措置区域において講ずべき指示措置(地下水の水質の測定)がなされた(平成 30 年 5 月 31 日)。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成 31 年 3 月 7 日に要措置区域の一部解除及び形質変更時要届出区域の一部解除がなされている。

当該地域における区域指定の状況を表 1.4-12 に示す。(平成 31 年 3 月 25 日現在。解除台帳は、[参考資料 7](#)参照)

表 1.4-12 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

(平成 31 年 3 月 25 日現在)

整理番号	指定年月日	指定番号	要措置区域等の所在地	区域の面積	基準に適合していない(していなかった)特定有害物質の種類
整-28-1	平成 28 年 8 月 15 日	要-4 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	100 平方メートル	砒素及びその化合物
整-29-1	平成 29 年 5 月 22 日	形-19 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	6600 平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
整-29-3	平成 29 年 12 月 11 日	要-7 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 3 の一部 東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	1157 平方メートル	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
		形-20 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 3 の一部 東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	200 平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
整-29-5	平成 30 年 5 月 31 日	要-8 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	100 平方メートル	砒素及びその化合物
	平成 29 年 12 月 11 日	形-21 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 3 の一部 東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	15,833 平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物

注 1) 指定番号 要-○号:要措置区域、形-○号:形質変更時要届出区域

注 2) 事業実施区域に係る指定区域のみを表示している。

出典:福岡市環境局ホームページ

(2) 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策工事

九州大学では、箱崎キャンパス敷地内の汚染土壌について、土壌汚染調査によって判明した汚染土壌を掘削除去する計画で実施している。

工法としては、掘削した汚染土壌のうち、洗浄可能な汚染土壌については敷地内に設置した仮設洗浄処理プラントで土壌汚染対策法に基づく基準値以内に洗浄後、敷地内へ埋め戻している。

洗浄に適さない汚染土壌や洗浄作業において凝集した汚染物質（脱水ケーキ）は敷地外へ搬出し、土壌汚染処理施設にて適切に処理を行っている。しかしながら今後の解体工事、埋蔵文化財調査等の進捗状況により、掘削除去以外の対応が必要となる場合、本事業のスケジュールを考慮の上、土壌汚染対策法に基づき適切に対応する。



図 1.4-15 仮設洗浄処理プラント

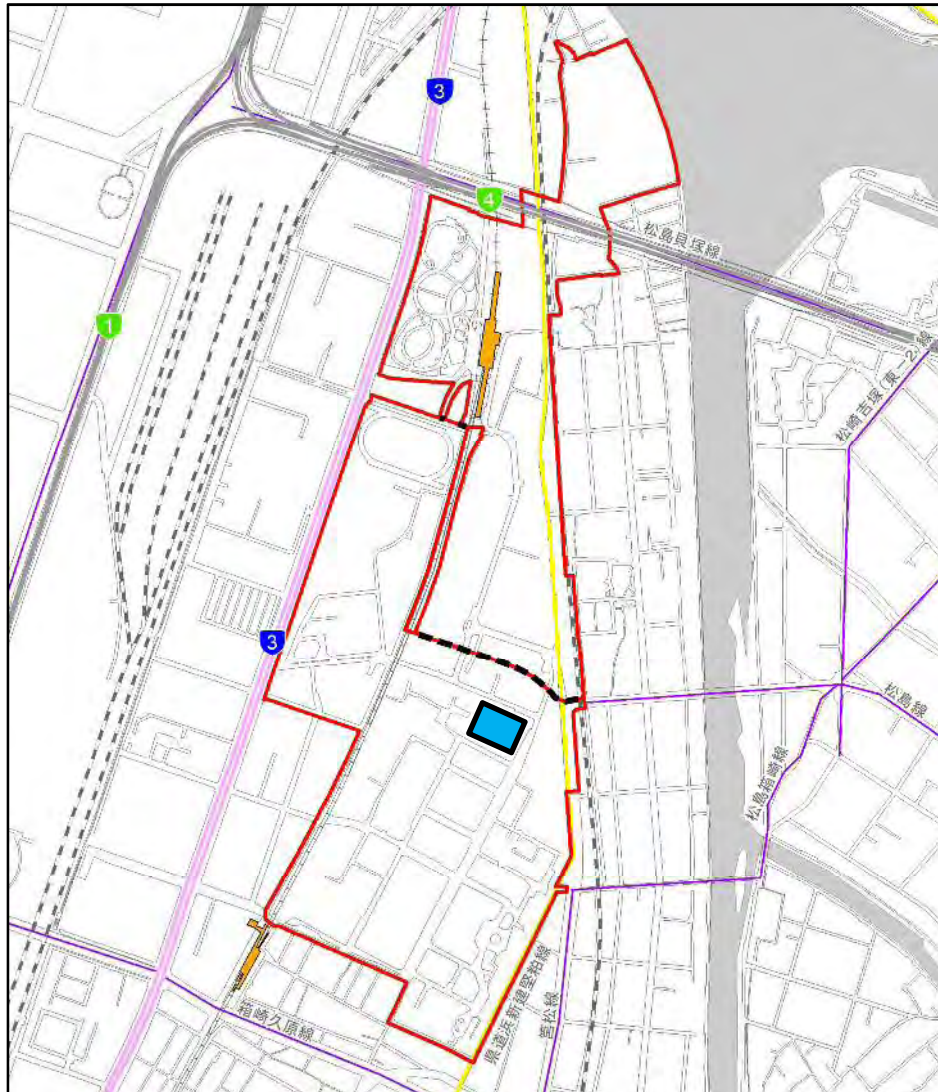


図 1.4-16 仮設洗浄処理プラント設置位置

(3) 文化財保護法に基づく調査

箱崎キャンパスは、菅崎宮の創建以降に形成された都市・集落—箱崎遺跡の一部にあたり、これまでの調査により、古代末～近世の遺構や遺物の存在が確認されている。また、キャンパスの東側に、蒙古襲来に際して築かれた国指定史跡元寇防塁(地藏松原地区)があり、この延長線上に位置する箱崎キャンパス内を南北に貫くかたちで元寇防塁が築かれていたと推測されている。

九州大学では、統合移転推進事業に伴い、箱崎キャンパスの埋蔵文化財調査を進めており、ここでは主要な調査結果について報道発表されたものを掲載した。

1) 中央図書館前南地点

箱崎遺跡(九州大学箱崎キャンパス中央図書館前南地点)記者発表資料(平成 28 年 9 月 20 日、九州大学)によると、中央図書館南側の地表下約 1.3m において、石積み遺構(幅

約 1.3m、現高約 0.9m)が見つかり、この石積みは、南北方向 17m 以上にわたって直線的に延びていることが確認された。(参考資料 8 参照)

2) 理学部中庭地点

箱崎遺跡(九州大学箱崎キャンパス理学部中庭地点)記者発表資料(平成 29 年 6 月 26 日、九州大学)によると、中央図書館前南地点で発見された石積み遺構から南に約 60m の地点において、その続き(地表下約 0.7m、南北方向 5m 以上)が新たに確認された。(参考資料 9 参照)

3) 中央図書館前北地点

箱崎遺跡(九州大学箱崎キャンパス中央図書館前北地点)記者発表資料(平成 30 年 2 月 28 日、九州大学)によると、中央図書館前南地点で発見された石積み遺構から北に約 50m の地点において、その続き(地表下約 50cm、南北方向 6.5m 以上)が新たに確認された。(参考資料 10 参照)

(4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく調査

アイソトープ総合センター等の放射性同位元素等の使用履歴のある建物については、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づき、適切な対応(調査、除染等)を行った上で、解体・処理を実施する予定である。

(5) 解体工事

九州大学ではキャンパスの統合移転後、箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に先行して、近代建築物活用ゾーン以外の既存建物及び工作物解体工事を行い、廃棄物は再資源化(中間処理)施設や最終処理施設に運搬している。

(6) 都市計画道路整備事業

平成 28 年 9 月、都市計画道路堅粕箱崎線及び原田箱崎線の都市計画決定がなされ、福岡市は、UR 都市機構の直接施行制度を活用し、都市計画道路の施行を UR 都市機構に要請した。

平成 30 年 5 月、UR 都市機構は国土交通省に対して都市計画事業承認申請を行い、国土交通省による承認がなされ、平成 30 年 7 月 11 日付で告示がなされている。

今後は、箱崎キャンパス跡地等の基盤整備と並行して工事を実施する予定である。

1.5 環境保全の方針

本事業の実施における環境保全の方針を以下に示す。なお、この環境保全の方針は、方法書において記載した環境保全の方針に検討を加え現時点の方針を示したものである。

1.5.1 工事の実施(造成工事の実施、資材等運搬車両の走行)

(1) 大気質

- ・ 工事中の散水や路面清掃、工事用車両のタイヤ洗浄装置の使用、仮囲いの設置、強風時における土工作業を控えることなどにより粉じん等の飛散量の低減に努める。
- ・ 排出ガス対策型建設機械を採用するとともに、工事用車両は、走行速度を抑制すること、停車中のアイドリングを極力避けること等により大気質への影響の低減に努める。

(2) 騒音、振動

- ・ 必要に応じ、仮囲い等を設置し、遮音による騒音の低減に努める。
- ・ 低騒音工法、低振動工法の採用を検討するとともに、建設機械の設置位置を民家等の保全対象から可能な限り離すことなどにより騒音・振動の低減に努める。
- ・ 低騒音、低振動型建設機械を採用し、工事用車両は走行速度を抑制すること、不要なクラクション、アイドリング等を行わないよう作業員に周知・徹底するなど、騒音・振動の影響の低減に努める。

(3) 水質、底質

- ・ 工事施工ヤード、工事用仮設道路等の設置、切土工及び盛土工等により発生する濁水は、仮設沈砂池等により濁りを除去した後に公共下水道に排除することを基本とし、水の濁りの流出の低減に努める。

(4) 地下水、地盤、土壌

- ・ 地盤改良にあたっては、土壌への影響を軽減する工法を現地の状況に応じて選択するよう努める。

(5) 動物、植物、生態系

- ・ 周辺に河川が存在することから、施工時の水の濁りの流出を低減し、生息・生育環境の確保に努める。

(6) 廃棄物等、温室効果ガス等

- ・ 工事施工ヤードに仮置きする廃棄物等については、粉じん等の飛散防止や、地下水や土壌等に影響を及ぼさないよう適切に管理する。
- ・ 工事の実施に伴う廃棄物は、事業実施区域内で処理を行い、再利用を検討する。事業

実施区域内での再利用が困難な場合は、近隣の再資源化(中間処理)施設等に搬入し、再資源化に努める。

- ・製造時における二酸化炭素排出量の少ない資材や再生資材の利用促進を検討する。
- ・建設機械や工事用車両の使用時は、アイドリングストップを行うとともに、過負荷操作を避けることにより燃料消費率の向上に努める。また、省エネルギー型の建設機械、工事用車両の導入に努める。

1.5.2 存在・供用(造成地・施設の存在、施設関連車両の走行)

(1) 大気質

- ・街路樹や公園の整備などにより、大気質の保全に努める。
- ・区画内道路を適切に配置することにより、周辺地域への排気ガスの影響を軽減するよう努める。

(2) 騒音、振動

- ・本事業である北エリアの区画道路、関連事業である都市計画道路等には排水性舗装等の低騒音型舗装を採用する等により、車両通行に伴う騒音の影響軽減への配慮に努める。
- ・区画内の道路の整備にあたっては、路面の平坦性の確保やマンホール等との構造物と舗装面に段差が生じないようにする等、車両通行に伴う振動の影響軽減への配慮に努める。
- ・区画内道路を適切に整備することにより、車両通行による周辺地域への騒音、振動の影響を軽減するよう努める。
- ・開発により発生・集中する自動車交通による影響を考慮し、跡地等全体の交通容量に留意する。

(3) 動物、植物、生態系

- ・保全すべき重要な種については、まず、「現地での保全」を検討し、それが回避不可能である場合のみ、やむを得ず「適地への移動・移植」を検討し、生息・生育環境の確保に努める。
- ・可能な限り在来種を活用した緑化を検討するとともに、周辺の公園、緑地や道路沿道の緑地とのネットワーク化を図ることにより、生物の生息環境に広がりを持たせるよう努める。
- ・公園、緑地等において低木の植え込みや食餌木の植栽などを図ることにより、小動物が生息できる環境を創出するよう努める。
- ・街路灯の種類、設置数、位置、光色を検討し、動植物への人工光による影響を低減するよう努める。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

- ・街路灯、道路附属施設等のデザインや形状、色彩等について工夫し、周辺の景観との調和を図るよう努める。
- ・幹線道路については無電柱化を検討し、良好な景観の整備に努める。
- ・街路樹や公園の整備などにより、人と自然とのふれあいの活動の場の創出に努める。

(5) 温室効果ガス等

- ・高効率照明機器(LED など)を導入し、利用促進に努める。
- ・街路樹や公園の整備などにより、温室効果ガスの吸収に努める。

第2章 対象事業実施区域及びその周囲の状況

事業実施区域及びその周囲の概況については、福岡市東区のうち事業実施区域及びその周囲の約1,000mを対象とし、既存資料を基に情報を収集・整理した。

2.1 自然的状況

調査対象地域の自然的状況は表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1(1) 自然的状況

項目		概要
大気環境	気象	気象の状況は、事業実施区域及びに最も近い福岡管区気象台の観測値を用いて把握した。平年値で、年間平均気温 17.0℃、年間降水量 1,612.3mm、年最多風向 南東、年間平均風速 3.1m/s である。
	大気質	事業実施区域及びその周辺には、一般環境大気測定局(東局、吉塚)及び自動車排出ガス測定局(千鳥橋局)、降下ばいじん測定場所(吉塚小学校)の測定資料がある。 平成 29 年度の測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質はいずれの測定局についても環境基準の長期的評価を達成している。また、降下ばいじんは、参考値を下回っている。 なお、光化学オキシダントはいずれの一般環境大気測定局で、微小粒子状物質は千鳥橋局で環境基準を非達成である。
	騒音	事業実施区域及びその周辺の自動車交通騒音は平成 25～29 年度について 20 地点で自動車騒音が測定されている。一般国道 3 号は平成 27 年度のバイパス(松崎 2 丁目 4)の昼間を除く全地点で環境基準を非達成である。また、平成 29 年度における県道福岡直方線(原田 2 丁目 21)でも環境基準を非達成である。 事業実施区域及びその周辺の航空機騒音は、平成 25～29 年度に 3 地点で測定されている。いずれの地点においても環境基準(L _{den} 類型 II (62dB 以下))を非達成である。
	振動	事業実施区域及びその周辺の道路交通振動は平成 25～29 年度について 2 地点で測定されており、道路交通振動の要請限度を下回っている。
水環境	水象	事業実施区域及びその周辺では、二級河川として多々良川と宇美川があり、事業実施区域の北東側で二級河川多々良川と宇美川が合流している。
	水質	事業実施区域及びその周辺では、多々良川下流部の名島橋、須恵川下流の休也橋、宇美川下流の塔の本橋で水質測定を行っており、過去 5 ヶ年の生活環境項目の浮遊物質量は、C 類型の環境基準(50mg/L 以下)を達成している。また、過去 5 ヶ年の BOD(75%値)は、C 類型の環境基準(5mg/L)を達成している。 健康項目は、平成 25 年度及び平成 29 年度に多々良川で海水の影響と考えられるふっ素及びぼう素が環境基準を非達成であった。これ以外の年度、項目については、海水の影響と考えられるぼう素を除き環境基準を達成している。
	水底の底質	水質調査と同じ 3 箇所で開催が行われている。平成 25 年～29 年度の調査では、底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀、PCB について、基準値を下回っている。
	地下水	調査対象区域では、平成 29 年度の東区原田での概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しているが、他地区の調査では環境基準を達成している。また、東区原田の継続監視調査では、環境基準を達成している。

表 2.1-1(2) 自然的状況

項目		概要
土壌及び地盤	土壌	<p>事業実施区域及びその周囲は、市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。</p> <p>平成 27 年度の土壌汚染(ダイオキシン類)の測定は、東区箱崎地区の 1 箇所で行われており、環境基準を達成している。</p> <p>九州大学箱崎キャンパス跡地において土壌汚染調査を実施したところ、土壌汚染対策法に係る指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、同法に基づく地下水の水質の測定及び原位置封じ込め等による対策を実施した後、汚染土の掘削除去を行い、現在は地下水モニタリングを行っている。</p>
	地形・地質	<p>事業実施区域及びその周囲は、博多湾沿岸の東部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野の一部にあり、ほぼ平坦な海岸砂丘、砂浜と平野(三角州)、埋立地となっている。</p> <p>事業実施区域及びその周囲は、大部分が海浜砂層の砂であり、東側に沖積層の砂・泥・礫が分布する。名島周辺はシルト岩を伴う、砂岩、礫岩が見られる。</p> <p>事業実施区域及びその周囲の重要な地形・地質として、名島の檣石(国指定天然記念物)、古第三紀岩石海岸(学術的価値の高い地質)がある。</p>
動物・植物・生態系	動物	<p>事業実施区域及びその周囲における哺乳類、両生類・爬虫類の重要な種は確認されていない。事業実施区域及びその周囲における鳥類の重要な種は、クロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアジサシ等 48 種、昆虫類の重要な種は、ベニイトトンボ、アオヤンマの 2 種、魚類の重要な種はアユ、エドハゼ、シロウオ等 7 種、貝類、甲殻類その他の重要な種は、貝類がヒロクチカノコ、ウミナナ等 7 種、甲殻類その他がアリアケガニ、オサガニ、ハクセンシオマネキ等 8 種が確認されている。</p>
	植物	<p>事業実施区域及びその周囲の植生は、公園、市街地、緑の多い市街地である。</p> <p>植物の重要な種はイソホウキギ、カワヂシャ、コギシギシ等 7 種、貴重・希少植物群落はミミズバイースダジイ群集、ムサシアブミータブノキ群集の 2 群落及びヨシクラスが分布している。</p>
	生態系	<p>事業実施区域及びその周囲は、広く分布する「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に区別される。</p> <p>「市街地」の代表的な生物種は、植栽等の植物並びにアブラコウモリ、スズメ、ハクセキレイ、ヤモリ、アマガエル、ミカドアゲハ、ウスバキトンボ、メダカ、ヤマトシジミなど、「二次林」の代表的な生物種は、タブ群落、シーカシ萌芽燐等の植物並びにアブラコウモリ、スズメ、ハクセキレイ、ヤモリ、アマガエル、ミカドアゲハ、ウスバキトンボなど、「河川汽水域」の代表的な生物種は、ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippアカミミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニなどである。</p>
	特定外来生物	<p>人への危害の可能性があり、事業実施区域周辺で確認されているセアカゴケグモ、ハイイロゴケグモの発見情報等が、福岡市のホームページで提供されている。</p>
景観・人と自然との活動の場	景観	<p>事業実施区域周囲の主要な眺望点として、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園(野球場)の 3 箇所がある。</p> <p>自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源はなく、地蔵松原公園は元寇防塁(国指定史跡)が存在するため、自然景観資源以外の主な景観資源となっている。</p>
	人と自然との活動の場	<p>事業実施区域周囲の人と自然との活動の場として、貝塚公園、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園の 4 箇所及び東区ウォーキングコースがある。</p>
一般環境中の放射性物質の状況		<p>事業実施区域の周囲の一般環境中の放射性物質(放射線の量)は、近傍の一般環境大気測定局である東局(箱崎中学校校庭)、吉塚局(東吉塚小学校校庭)で年 4 回測定されており、平成 25~29 年の放射線量は東局が 0.06~0.08 $\mu\text{Sv}/\text{時}$、吉塚局が 0.06~0.07 $\mu\text{Sv}/\text{時}$ であり大きな変動はなく、公衆被曝線量限度の 1,000 $\mu\text{Sv}/\text{年}$ を大きく下回っている。</p>

2.2 社会的状況

調査対象地域の社会的状況は表 2.2-1 に示すとおりである。

表 2.2-1 社会的状況

項目		概要
人口・産業	人口	事業実施区域が位置する福岡市東区の人口は約 31 万 6 千人で福岡市の人口の約 2 割を占め、平成 22 年から 27 年にかけて 4.7%増加している。また、人口密度も約 4,500 人/km ² で増加傾向にある。
	産業	福岡市東区の平成 27 年度の就業者数は約 13 万人であり、サービス業を含む第 3 次産業の割合が高く 83.6%を占め、第 2 次産業が 15.9%、第 1 次産業が 0.5%である。
資源利用	土地利用	事業実施区域及びその周辺は主に宅地として利用され、福岡市東区では宅地が 65.8%を占める。 事業実施区域及びその周囲における用途地域は、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に指定されている。
	河川、地下水の利用状況	福岡市東区における河川利用は、上水及び用水として多々良川からの取水が多い。地下水は上水道、用水供給での利用はなく、工業用水に利用されている。
社会資本整備	交通の状況	事業実施区域及びその周辺の主要な道路は、福岡都市高速道路 1 号香椎線(香椎 IC～貝塚 JCT:20,254 台/日、貝塚 JCT～千鳥橋 JCT:71,790 台/日)、事業実施区域の北側を東西に通過する福岡都市高速道路 4 号粕屋線(40,055 台/日)があり、西側に隣接し南北に通過する国道 3 号(54,409 台/日)、国道 201 号(37,159 台/日)及び幹線市道松島貝塚線(33,077 台/日)、国道 3 号(博多バイパス:45,353 台/日)、主要地方道福岡太宰府線(11,189 台/日)、県道浜新建堅粕線(21,528 台/日)、福岡都市高速道路 1 号香椎線の並行路線の香椎箱崎浜線(18,552 台/日)がある。 事業実施区域近くの鉄道は、JR 箱崎駅、JR 吉塚駅、JR 千早駅、西鉄貝塚駅、市営地下鉄の貝塚駅、箱崎九大前駅がある。 事業実施区域及びその周囲は、福岡空港から 10km 以内にあり、飛行経路の下に位置している。
	学校、病院等環境の保全についての配慮が必要な施設の状況	事業実施区域内に箱崎中学校、西側に東箱崎小学校が隣接している。 また、事業実施区域周辺には保育園、社会福祉施設、病院が隣接している。
	下水道	福岡市東区の平成 29 年度における下水道普及率は、99.7%である。

2.3 環境保全上の指定・規制の状況

調査対象地域の環境保全上の指定・規制の状況は表 2.3-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 2.3-1(1) 環境保全上の指定・規制の状況

項目	概要	
環境基本法に基づく環境基準	大気汚染	・大気汚染に係る環境基準 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微笑粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 10 項目について基準が定められている。
	水質汚濁	・人の健康の保護に関する環境基準 全公共用水域に適用され、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等の 27 項目に関して、一律に基準が定められている。 ・生活環境の保全に関する環境基準 河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定している。事業実施区域及びその周囲の多々良川及びその支川の宇美川は、河川 C 類型に指定されている。
	地下水の水質汚濁	・地下水の水質汚濁に係る環境基準 全ての地下水に適用され、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等の 28 項目に関して、一律に基準が定められている。
	土壌の汚染	・土壌の汚染に係る環境基準 全ての土壌に適用され、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素等 29 項目に関して、一律に基準が定められている。
	騒音	・騒音に係る環境基準 「道路に面する地域以外の地域(一般地域)」、「道路に面する地域」の区分ごとに基準が定められている。事業実施区域及びその周囲は、A 類型、B 類型及び C 類型に指定されている。 ・航空機騒音に係る環境基準 事業実施区域及びその周囲は、航空機騒音に係る類型指定地域であり、類型 I 及び類型 II に指定されている。
	ダイオキシン類	・ダイオキシン類に係る環境基準 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染について、全国一律に基準が設定されている。
大気汚染に係る規制	施設の設定等	・大気汚染防止法 ばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設、水銀大気排出施設の排出基準が定められている。 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定するばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。
	自動車排出ガス	・自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における送料の削減に関する特別措置法 事業実施区域が位置する福岡市は、窒素酸化物対策地域及び浮遊粒子状物質対策地域に指定されていない。
水質汚濁に係る規制	公共用水域	・水質汚濁防止法 特定施設を設置し公共用水域に排水を排水する工場・事業所に対して、排水基準が適用される。 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 福岡市は対象区域ではない。
	下水道	・下水道法及び福岡市下水道条例 工場から公共下水道に排出される排水について、下水排除基準が定められている。

表 2.3-1(2) 環境保全上の指定・規制の状況

項目		概要
騒音に係る規制	特定工場の騒音	・騒音規制法 規制区域及び規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域に指定されている。
	特定建設作業に伴って発生する騒音	・騒音規制法 規制区域を定め、規制種別(敷地境界における騒音の大きさ、作業ができる時間等)に応じて規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1号区域、第2号区域に指定されている。
	自動車騒音の要請限度	・騒音規制法 規制区域及び要請限度が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、a区域、b区域、c区域に指定されている。
振動に係る規制	特定工場の振動	・土壌の汚染に係る環境基準 全ての土壌に適用され、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素等29項目に関して、一律に基準が定められている。
	特定建設作業に伴って発生する振動	・騒音に係る環境基準 「道路に面する地域以外の地域(一般地域)」、「道路に面する地域」の区分ごとに基準が定められている。事業実施区域及びその周囲は、A類型、B類型及びC類型に指定されている。 ・航空機騒音に係る環境基準 事業実施区域及びその周囲は、航空機騒音に係る類型指定地域であり、類型Ⅰ及び類型Ⅱに指定されている。
	道路交通振動の要請限度	・ダイオキシン類に係る環境基準 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染について、全国一律に基準が設定されている。
悪臭に係る規制	悪臭に係る規制基準	・悪臭防止法 福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業所の敷地境界の基準を定めている。 ・福岡市悪臭対策指導要綱 福岡市は、悪臭防止法を補完し、必要に応じて臭気指数による指導を行っている。
汚土壌	要措置区域の指定に係る基準等	・土壌汚染対策法 要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準が定められている。 事業実施区域の一部は、要措置区域、形質変更時要届出区域に指定されている。
地下水	地下水の採取に係る規制	・工業用水法 地盤沈下等の地下水障害が発生し、かつ工業用水の利用が大である特定の地域が政令で地域指定されている。 事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。 ・建物用地下水の採取の規制に関する法律 地下水の採取により地盤が沈下し、それに伴い高潮、出水等による災害が発生する恐れがある地域が政令で指定されている。 事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
自然環境法令等	自然公園	・自然公園法、福岡県立自然公園条例 すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、自然公園(国立公園、国定公園、福岡県立自然公園)が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、自然公園に指定された地域はない。
	自然環境保全地域	・自然環境保全法、福岡県環境保全に関する条例 自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、原生自然環境保全地域、福岡県自然環境保全地域が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、自然環境保全地域に指定された地域はない。
	鳥獣保護区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全等を目的として、鳥獣保護区、休猟区等が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区が2箇所、特定猟具(銃器)使用禁止区域が1箇所指定されている。

表 2.3-1(3) 環境保全上の指定・規制の状況

項目		概要
自然環境法令等	保安林	・森林法 水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備、火災の防備などの公益目的を達成するため、森林が保安林として指定されている。 事業実施区及びその周囲には、保安林に指定された森林はない。
	風致地区等	・都市計画法 良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域が風致地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が4箇所指定されている。 ・都市緑化法 都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止となる、伝統的・文化的意義を有する、動植物の生育地等となる等のいずれかに該当する緑地が特別緑地保全地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が3箇所指定されている。
	景観形成地区	・福岡市都市景観条例 景観形成を重点的に図る地区が都市景観形成地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、都市景観形成地域が1箇所指定されている。
文化財	史跡・名勝・天然記念物等	・文化財保護法、福岡県文化財保護条例、福岡市文化財保護条例 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として、文化財(史跡・名勝・天然記念物等)が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、史跡が国指定1件、県指定1件、天然記念物が国指定1件、有形文化財が国指定3件、県指定1件ある。
防災関連法令等	急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 崩壊する恐れのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域が急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、急傾斜地崩壊危険区域が3箇所指定されている。
	砂防指定地	・砂防法 降雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備必要な土地又は一定の行為を禁止又は制限する必要がある土地の区域が砂防指定地として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、砂防指定地は指定されていない。
	地すべり防止区域	・地すべり等防止法 地すべり区域及びこれに隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのある区域が地すべり防止区域として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、地すべり防止区域は指定されていない。
	地震等による被害予想等	・福岡県津波浸水想定の設定について(平成28年2月、福岡県) 事業実施区域及びその周囲には、最大クラスの津波を対象とした浸水想定区域(0.01~2.0m未満)が分布する。
	降雨による被害予想等	・水防法の改正(平成27年5月)に基づく「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図の公表(平成30年4月、福岡県) 多々良川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の一部で地域が浸水した場合に想定される水深が0.5m未満となると想定されている。また、宇美川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の全域で0.5m未満もしくは0.5~3.0m未満の水深になると想定されている。

2.4 その他の必要な事項

調査対象地域のその他の必要な事項の状況は表 2.4-1 に示すとおり。

表 2.4-1 その他の必要な事項の状況

項 目		概 要
苦 公 情 害	公害苦情件数	平成 29 年度の公害苦情件数は、福岡市では総数が 408 件あり、騒音が 209 件と最も多く、次いで大気汚染と悪臭が 63 件である。福岡市東区では総数が 112 件あり、騒音が 42 件と最も多く、次いで大気汚染が 35 件である。
地 方 公 共 団 体 等 が 実 施 す る 環 境 の 保 全 に 関 す る 計 画	福岡県環境総合基本計画	福岡県では、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成 7 年に、第二次計画を平成 15 年に、第三次計画を平成 24 年度に策定している。平成 30 年には、SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の考え方を活かして、新たな福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)が策定されている。
	福岡県廃棄物処理計画	福岡県では、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月に平成 32 年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。
	福岡市新世代環境都市ビジョン	福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」を平成 25 年 3 月に策定している。
	福岡市環境基本計画(第三次)	福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成 8 年 9 月 26 日 条例第 41 号)に基づき平成 9 年に環境基本計画(第一次)、平成 18 年に環境基本計画(第二次)を策定し、平成 26 年 9 月に環境基本計画(第三次)を策定している。
	福岡市地球温暖化対策実行計画	福岡市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画かつ、「福岡市環境基本計画(第三次)」の部門別計画として、「福岡市地球温暖化対策実行計画」を平成 28 年 12 月に策定している。
	福岡市環境配慮指針(改定版)	福岡市では、「福岡市環境基本計画(第三次)」が目指すまちの姿である「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へいのちつなぐまち」を実現するために、福岡市内で実施される都市基盤整備事業や開発事業等の「構想」「計画」「施工」「供用」の各段階にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成 28 年 9 月)を策定している。
	生物多様性ふくおか戦略	本戦略は、「生物多様性基本法」第 13 条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成 24 年 5 月に策定されたものである。
	新循環のまち・ふくおか基本計画(第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画)	福岡市では、平成 23 年 12 月に第 4 次計画を策定し、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定している。
	九州地方における建設リサイクル推進計画 2014	国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月)を策定している。

第3章 計画段階環境配慮書に関する内容

3.1 対象事業実施区域の選定経緯

九州大学は、既存施設の老朽化や狭隘化、航空機騒音等の理由により、箱崎、六本松、原町(粕屋町)地区のキャンパスを福岡市西区の元岡、桑原地区に統合移転し、世界的レベルの新たな教育拠点の創造を推進している。

これに伴い、箱崎キャンパスは、第9次福岡市基本計画(平成24年11月)及び福岡市都市計画マスタープラン(平成26年5月)において、「機能を充実・転換する地区」として、「市街地内の貴重な大規模活用可能地として、大学の移転進捗を踏まえ、新たな都市機能の導入などを検討する地区」に位置づけられ、九州大学と福岡市が連携し、跡地のまちづくりについて検討を進めてきた。

箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分を進めるため、基本的な枠組みを示す「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン」(平成25年2月)が、同検討委員会により福岡市長及び九州大学総長へ提言され、その後、将来ビジョンに基づき、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」(平成27年3月)を福岡市と九州大学により策定したところである。

また、箱崎キャンパスの跡地利用に関して必要な事項を連絡、協議するため、福岡市と九州大学が設置した、学識経験者や地域の代表などで構成される「箱崎キャンパス跡地利用協議会」において、箱崎キャンパスと一体的に整備を行うことが有効と考えられる周辺地域(箱崎中学校や貝塚公園、九州大学の寮など)を、まちづくりの検討対象範囲に含めることとした。

この検討対象範囲のうち、北エリアは福岡市による土地区画整理事業、南エリアは独立行政法人都市再生機構による開発行為(その他の土地の造成)により、都市基盤整備を行うものである。

3.2 複数案の検討

本事業は、九州大学の統合移転事業を契機に、箱崎キャンパスの跡地利用を行うものであり、同キャンパスは、第9次福岡市基本計画及び福岡市都市計画マスタープランにおいて、「機能を充実・転換する地区」として、新しい都市機能の導入などを検討する地区に位置づけられ、土地利用転換を図ることとされていることから、事業を実施しない案については検討を行わないこととした。

また、事業実施区域については、同キャンパスの跡地利用と併せて、箱崎中学校の同キャンパスへの移転や、貝塚駅の駅前広場の整備、にぎわい・交流機能の導入とあわせた貝塚公園の再整理を行うこととしており、福岡市議会や跡地利用協議会等において検討内容を公表しながら進めてきた経緯を踏まえ、同キャンパス跡地に加え、箱崎中学校、九州大学寮、貝塚公園等を含む区域のみを対象とした。

事業実施区域における都市基盤整備計画については、まちの骨格を形成する道路として、都市計画道路堅粕箱崎線及び都市計画道路原田箱崎線の2路線を都市計画決定(平成28年9月5日)したところであり、今後、区域内の道路線形や幅員等について検討を行うこととしている。さらに土地利用計画については、跡地利用計画においてゾーンや導入機能の考え方を示しており、今後、より具体的な計画について検討を行うこととしている。

以上の状況から、計画段階配慮にあたっては複数案の設定は行わず、単一案で実施することとした。

3.3 大気質

3.3-1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、工事の実施に伴う大気質(粉じん等)の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う粉じん等の発生が想定される。
- ・事業実施区域の周囲は住宅系土地利用等が多い地域であり、資材等運搬車両の走行ルートとして、九州大学小松門(図 3.3-1 参照)からの大型車等の出入りが想定される。

(2) 大気質(粉じん等)の状況

粉じん等(降下ばいじん)の既存資料調査結果を表 3.3-1 に示す。

一般的に、海浜部では海水に溶けている塩分(塩化ナトリウム、塩化マグネシウムなど)が海水とともに飛散することにより粉じん等が発生し、内陸部では自動車の走行により舞い上がった道路の砂などにより粉じん等が発生する。

既存文献によると、事業実施区域及びその周囲に位置する吉塚小では、粉じん等が過去5年間(平成22~26年度)で参考値を超えていた年はない。

表 3.3-1 粉じん等の測定結果(平成22~26年度)

測定局	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	参考値
吉塚小	年平均値 (ton/km ³ /月)	2.8	2.5	2.8	2.8	2.5	10ton/km ³ /月以下であること。

注)降下ばいじんは環境基準が無いため、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」(寄与分としての10ton/km³/月)を参考値として設定する。
出典:福岡市大気測定結果報告書(平成22~26年度版)(福岡市)

(3) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等において保全上留意すべき施設(以下「保全対象施設」という。)の状況を表 3.3-2 に示す。

表 3.3-2 保全上留意すべき施設の状況

保全上留意すべき施設	種類等	事業実施想定区域からの距離
貝塚病院	総合病院、199床	約180m
陣内皮膚科クリニック	病院	約20m
入江内科小児科	病院、11床	約30m
福岡山田医院	総合病院、50床	約150m
筈松デイサービスセンター	社会福祉施設	約80m
いきいき箱崎	社会福祉施設	約100m
はこぎき保育園	保育園	約80m
みそら保育園	保育園	約90m
まつぼっくり保育園	保育園	区域内
恵泉幼稚園	幼稚園	約60m
東箱崎小学校	小学校	約140m
箱崎中学校	中学校	区域内

注)施設等の位置は、「図 3.3-1 住居系土地利用等の状況」を参照。

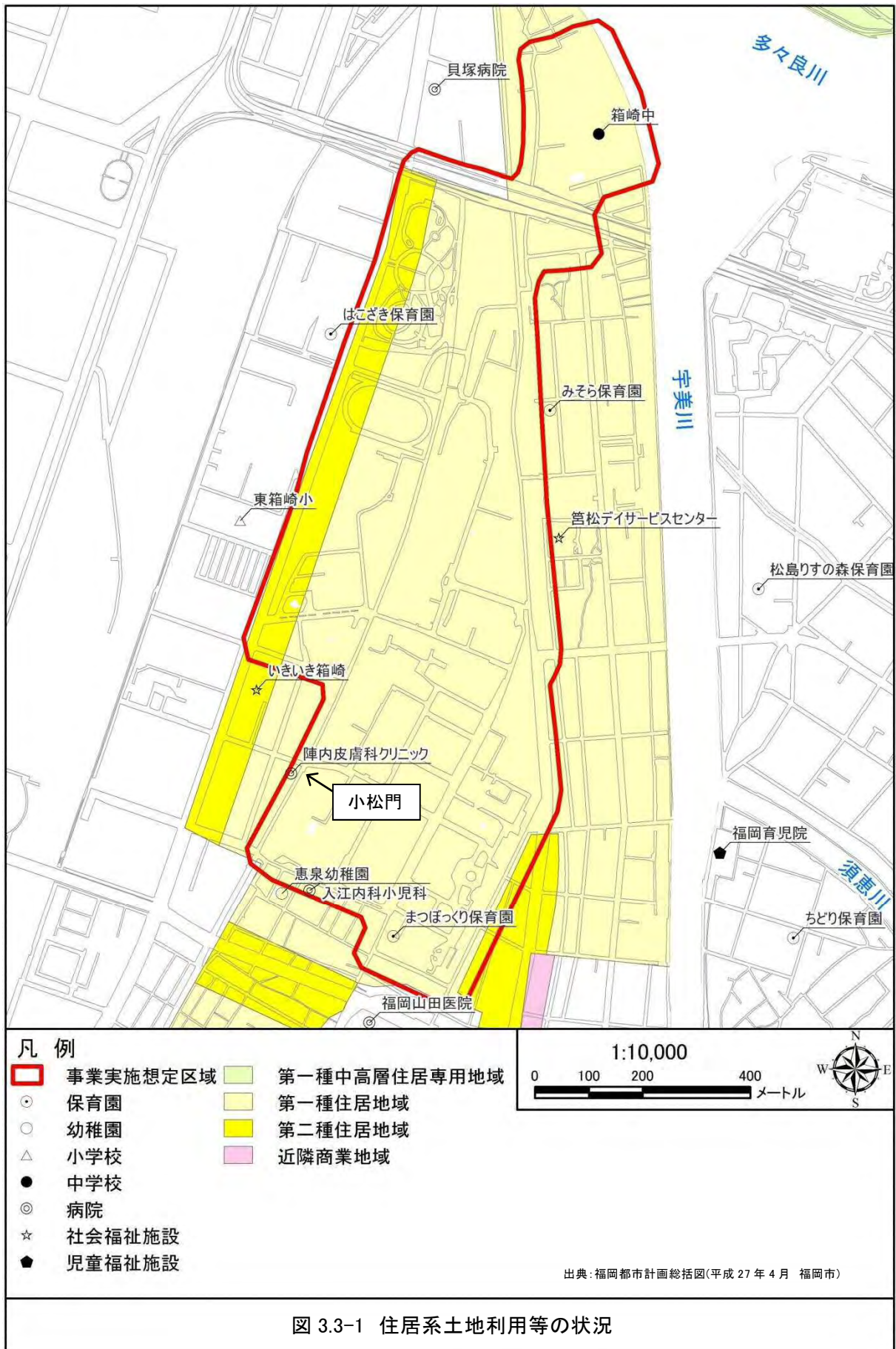


図 3.3-1 住居系土地利用等の状況

3.3-2 予測

事業実施区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う粉じん等の影響の予測結果を表 3.3-3 に示す。

表 3.3-3 大気質(粉じん等)の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において粉じんが問題となっている地域との関連性	粉じんが問題となっている地域ではない	粉じんが問題となっている地域ではない	—
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	病院等:4件 学校等:5件	発生源への直接散水を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源への直接散水(約1/10) ・建設機械を保全対象から離す ・複合同時稼働を避ける ・強風時の作業を控える
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等:約20m 学校等:約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	病院等:3件 学校等:2件	走行速度の抑制を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用道路への散水 ・工事用車両のタイヤ洗浄 ・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約1/10) ・工事用道路を保全対象から離す ・強風時の作業を控える
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等:約15m 学校等:約40m		

注)面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ](平成11年11月、国土交通省)に基づき、事業実施想定区域から100mの範囲を、粉じんの影響が想定される範囲と仮定した。

3.3-3 評価

事業実施区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における大気質(粉じん等)の影響予測を行った結果、表 3.3-4 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う大気質に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 3.3-4 大気質(粉じん等)の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において粉じんが問題となっている地域との関連性	粉じんが問題となっている地域ではない	○
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設への影響	発生源への直接散水を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設への影響	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注)○:工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△:工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

3.4 騒音

3.4-1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、工事の実施に伴う騒音の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う騒音の発生が想定される。
- ・事業実施区域の周囲は住宅系土地利用等が多い地域であり、資材等運搬車両の走行ルートとして、九州大学小松門(図 3.3-1 参照)からの大型車等の出入りが想定される。

(2) 騒音(自動車騒音)の状況

騒音(自動車騒音)の既存資料調査結果を表 3.4-1 に示す。

事業実施区域及びその周囲では、過去2年間(平成25～26年度)で国道3号及び国道3号バイパスで昼間・夜間ともに環境基準を超えていた。

表 3.4-1 自動車騒音(平成25～26年度)

平成25年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較	
	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	●	73	68	70	65	×	×	75	70	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	72	70	70	65	×	×	75	70	○	○
139	一般国道201号	10250-1	福岡市東区多の津3丁目9		73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
168	香椎箱崎浜線	80010-10	福岡市東区箱崎4丁目10		60	54	70	65	○	○	75	70	○	○
169	松島貝塚線	80020-2	福岡市東区筥松		55	49	70	65	○	○	75	70	○	○

参考:平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較	
	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	●	73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	71	69	70	65	×	×	75	70	○	○

参考:平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)

(3) 住居系土地騒音(自動車騒音)の状況

住居系土地利用等の保全対象施設の状況は大気質(粉じん等)と同様である。

3.4-2 予測

事業実施区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う騒音の影響の予測結果を表 3.4-2 に示す。

表 3.4-2 騒音の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において騒音が環境基準を超過している地域との関連性	国道3号は環境基準を超過している	国道3号は環境基準を超過している	—
事業実施想定区域から50m以内における保全対象施設数	病院等：2件 学校等：2件	防音パネルや仮囲いの設置を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械及び超低騒音型建設機械の採用 ・防音パネルや仮囲いの設置(約20dB低減) ・建設機械を保全対象から離す ・複合同時稼働を避ける
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等：約20m 学校等：約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから50m以内における保全対象施設数	病院等：3件 学校等：1件	走行速度の抑制を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約6dB低減) ・工専用道路を保全対象から離す ・工事の分散
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等：約15m 学校等：約40m		

注)福岡都市計画道路 1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価書(平成25年6月、福岡県)に基づき、事業実施想定区域から50mの範囲を、騒音の影響が想定される範囲と仮定した。

3.4-3 評価

事業実施区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における騒音の影響予測を行った結果、表 3.4-3 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 3.4-3 騒音の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において騒音が環境基準を超過している地域との関連性	現況騒音レベルが環境基準を超過する区間に近接している	△
事業実施想定区域から50m以内における保全対象施設への影響	防音パネルや仮囲いの設置を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから50m以内における保全対象施設への影響	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注)○:工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△:工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

3.5 振 動

3.5-1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、工事の実施に伴う振動の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う振動の発生が想定される。
- ・事業実施区域の周囲は住宅系土地利用等が多い地域であり、資材等運搬車両の走行ルートとして、九州大学小松門(図 3.3-1 参照)からの大型車等の出入りが想定される。

(2) 振動(道路交通振動)の状況

振動(道路交通振動)の既存資料調査結果を表 3.5-1 に示す。

事業実施区域及びその周囲では、過去 2 年間(平成 25~26 年度)で国道 3 号及び国道 3 号バイパスで昼間・夜間ともに要請限度を達成していた。

表 3.5-1 道路交通振動(平成 25~26 年度)

平成25年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	6	2	70	65	46	42	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	42	○	○

出典:平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	6	2	70	65	40	34	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	41	○	○

出典:平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)

(3) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等の保全対象施設の状況は大気質(粉じん等)と同様である。

3.5-2 予測

事業実施区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う振動の影響の予測結果を表 3.5-2 に示す。

表 3.5-2 振動の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において振動の要請限度を超過している地域との関連性	国道3号は要請限度を達成している	国道3号は要請限度を達成している	—
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	病院等: 4件 学校等: 5件	低振動工法を採用する	<ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用 ・低振動工法の採用(空溝1mの場合、約5dB低減) ・建設機械を保全対象から離す ・複合同時稼働を避ける
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等: 約20m 学校等: 約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	病院等: 3件 学校等: 2件	走行速度の抑制を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約3dB低減) ・工事用道路を保全対象から離す ・工事の分散
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等: 約15m 学校等: 約40m		

注) 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(平成25年3月 国土技術総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づき、事業実施想定区域から100mの範囲を、振動の影響が想定される範囲と仮定した。

3.5-3 評価

事業実施区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における振動の影響予測を行った結果、表 3.5-3 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う振動に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 3.5-3 振動の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において振動が要請限度を超過している地域との関連性	現況振動レベルが要請限度を超過する区間に近接していない	○
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	低振動工法を採用することにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注) ○: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。
△: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

3.6 動物

3.6-1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、存在及び供用に伴う動物の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・土地(造成地)の存在に伴う動物の生息環境への影響が想定される。(図 3.6-1 参照)

(2) 動物の状況

動物の既存資料調査結果を表 3.6-1 に示す。

事業実施区域及びその周囲では、「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成 19 年 2 月 福岡市環境局)によると、図 3.6-1 に示すとおりである。

表 3.6-1 重要な種の状況

種名	一般的な生態	希少性
コムクドリ	サハリン南部、南千島で繁殖し、フィリピン、ボルネオ北部で越冬する。日本では本州中部以北に夏鳥として渡来して繁殖する。枝から枝に移動しながらクモや昆虫を捕らえ、ヤマザクラなどの実も食べる。	福岡市環境配慮指針(改訂版)の掲載種
ホシムクドリ	ユーラシア大陸西部から中部で繁殖し、北アフリカ、中東、インド東北部、中国西部で越冬する。北米中部、南部、南アフリカ、オーストラリア南部、ニュージーランドには移入されて分布。日本には少ない冬鳥として西南日本に渡来する。島根県飯梨川、鹿児島県出水には毎年少数が越冬する。	福岡市環境配慮指針(改訂版)の掲載種
ミカドアゲハ	アオスジアゲハにやや似たアゲハチョウである。本州の一部、四国、九州、南西諸島に分布するが、食樹のオガタマノキ、台湾オガタマがやや発達した森林に生育することから分布は局所的となる。食樹はこの他、植栽木に利用されるタイサンボクなど。吸蜜植物はトベラ、イボタノキ、ネズミモチ、ミカン類、クスノキなどである。福岡県内では各地で記録される。	福岡市環境配慮指針(改訂版)の掲載種

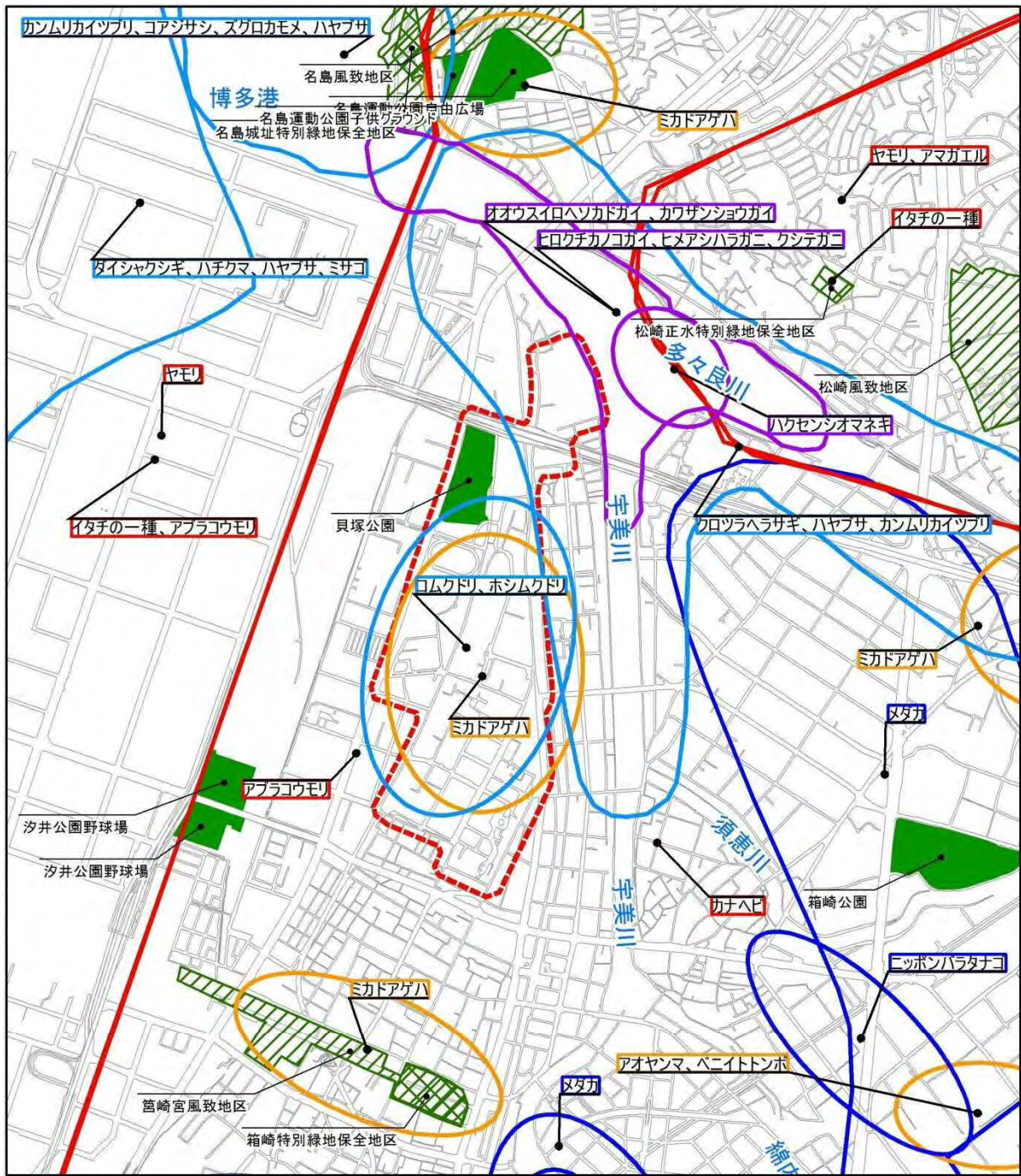
(3) 重要な種の出現状況

重要な種の出現状況を表 3.6-2 に示す。

表 3.6-2 重要な種の出現状況

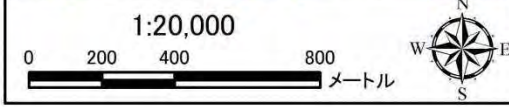
種別	名称	事業実施想定区域からの距離	コムクドリ	ホシムクドリ	ミカドアゲハ
公園	名島運動公園自由広場	800m	—	—	○
	名島運動公園子供グラウンド	800m	—	—	○
	貝塚公園	地区内	○	○	—
	汐井公園野球場	400m	—	—	—
	箱崎公園	1,100m	—	—	—
風致地区	箱崎宮風致地区	600m	—	—	○
	松崎風致地区	1,100m	—	—	—
特別緑地保全地区	箱崎特別保全緑地地区	600m	—	—	○
	松崎正水特別保全緑地地区	800m	—	—	—

出典：福岡都市計画総括図(平成27年4月 福岡市)
福岡市環境配慮指針(改訂版)(平成19年2月 福岡市環境局)



凡例

- 事業実施想定区域
- 公園
- 哺乳類、両生類、爬虫類
- 風致地区
- 鳥類
- 特別緑地保全地区
- 昆虫類
- 底生動物
- 魚類



出典：福岡市環境配慮指針(改訂版) (平成19年2月 福岡市環境局)
福岡都市計画総括図(平成27年4月 福岡市)

図 3.6-1 重要な種の生息地等

3.6-2 予測

事業実施区域及びその周囲に分布する重要な種の生息環境に対する影響の予測結果を表3.6-3に示す。

表 3.6-3 動物の予測結果

重要な種	予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
コムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	・新たな公園・緑地等を整備する ・既存樹木の保全を検討する
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図る	・既存樹木の移植を検討する ・周辺の住宅地の樹木との連携を図る
ホシムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	・新たな公園・緑地等を整備する ・既存樹木の保全を検討する
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図る	・既存樹木の移植を検討する ・周辺の住宅地の樹木との連携を図る
ミカドアゲハ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	・新たな公園・緑地等を整備する ・既存樹木の保全を検討する
	事業実施想定区域周辺の生息環境	重要な種の生息環境の改変はない	重要な種の生息環境の改変はない	・環境保全措置は検討しない
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の住宅地等の植栽木との連携を図る	・植栽種としてタイサンボク、オガタマノキ等の食樹の移植を検討する ・周辺の住宅地の植栽木との連携を図る
注)ミカドアゲハについて、事業実施想定区域から100mの範囲を、重要な種の移動が想定される範囲と仮定した。鳥類は渡り鳥で、コムクドリは夏鳥、ホシムクドリは冬鳥である。				

3.6-3 評価

事業実施区域の周囲にはまとまって存在する自然環境が分布しており、存在及び供用における動物の影響予測を行った結果、表3.6-4に示すとおり、環境保全措置の実施により回避及び低減効果がみられた。

したがって、存在及び供用に伴う動物に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 3.6-4 動物の評価結果

重要な種	評価指標	予測結果	評価結果
コムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
ホシムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
ミカドアゲハ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域周辺の生息環境	重要な種の生息環境の改変はないことから、重要な種の生息環境への影響は回避される	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の住宅地等の植栽木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
注)○：影響はほとんど想定されない。 △：一定の影響が想定される。 ×：重大な影響が想定される。			

3.7 計画段階配慮の総合評価

計画段階配慮事項ごとの評価結果は、表 3.7-1 に示すとおりである。

環境影響に係る検討の結果、大気質、騒音、振動、動物について、重大な環境影響はないと評価する。

表 3.7-1 環境要素別評価結果及びその理由

環境要素の区分	影響要因の区分	評価
大気質	工事の実施	発生源への直接散水や走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う大気質(粉じん等)に係る重大な環境影響はないと考えられる。
騒音	工事の実施	防音パネルや仮囲いの設置、走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。
振動	工事の実施	低振動工法の採用、走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う振動に係る重大な環境影響はないと考えられる。
動物	存在・供用	新たな公園・緑地等の整備や周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減することから、土地の存在に伴う動物に係る重大な環境影響はないと考えられる。

第4章 配慮書に対する意見と配慮書に対する意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

4.1 配慮書に対する意見と配慮書に対する意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

4.1-1 配慮書への環境の保全の見地からの意見

福岡市環境影響評価条例(平成10年条例第18号)第4条の7の規定により、配慮書について、環境の保全の見地からの意見を求めた。

同条例第4条の5の規定により、平成28年11月1日から公表を行った。

公表場所での閲覧者は2名、環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

4.1-2 「箱崎キャンパス跡地利用協議会」における環境の保全の見地からの意見

箱崎キャンパスの跡地利用に関して必要な事項を連絡、協議するため、福岡市と九州大学が設置した、学識経験者や地域の代表などで構成される「箱崎キャンパス跡地利用協議会」における環境の保全の見地からの意見を整理し、表4.1-1(1)～(2)に示す。

表4.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見の概要及びその理由
(箱崎キャンパス跡地利用協議会等における意見)

項目	意見の概要及びその理由
大気質 騒音 振動	道路整備に伴う大型車の走行により、近辺の住環境が悪化する可能性があるため、十分配慮していただきたい。
	工事業者の車の出入り口、通行など、事前に情報を提供してほしい。
	道路の整備により渋滞が予想され、車が増えて住みにくくなるため、通過車両の制限は考えられないか。
	環境にやさしいまちをつくるのが大事であり、ランドデザインに環境共生の項目はあるものの少し欠落している。騒音環境や大気汚染、化学物質など将来的にまだまだクリアしないといけない部分があると思う。 特にここは空港滑走路の延長線上にあることを共有したうえで、環境を考えた住みよいまちにして頂きたい。
騒音	地元は飛行機の騒音に長い間苦労している。
植物	既存樹木の調査、保存の考え方、解体スケジュールをきちんと整理してほしい。
	既存樹木について、松林を保存することを検討できないか。
	樹木の伐採は景観を損なうことになる。樹木を残しながら一定規模の緑豊かな空間などに利用するとともに、近代建築物を最大限活用し、地域住民に優しいまちづくりを実現してほしい。
	みどりについて検討する際は、公園等にみどりを配置することや、それをネットワークでつなぐといった考え方がセットで検討してほしい。
	緑はまちの第一印象にとって非常に重要であり、屋上緑化にも取り組むなど、全体として緑化率を高めに設定したほうがよいのではないか。
	空間整備の中にも、歴史的資源と緑や、緑の公園の言葉があるなど、様々な視点から見ても、この「緑」は開発する方々にとって価値あるものだと思うので、例えば「歴史・文化・緑と新しい価値観が共存するデザイン」であるとか、何か表に出したほうがよい。

表 4.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見の概要及びその理由
(箱崎キャンパス跡地利用協議会等における意見)

項目	意見の概要及びその理由
土 壌	公共施設の予定地も含め、広い範囲の土壌が汚染されているように感じる。すべて除去してほしい。
地下水	自宅の井戸水が汚染されていないか不安である。
景 観	市は景観の取組みとして、百道、アイランドシティ、六本松など色々な実績がある。都市景観形成地区の制度なども活用しながら、箱崎においても検討を進めていただきたい。
人と自然とのふれあいの活動の場	貝塚公園について、貝塚公園の中央に国道3号から貝塚駅へのアクセス道路を整備予定と聞いているが、アクセス道路により貝塚公園が二つに分かれても、目的や性格等を変えた公園をそれぞれ作ってほしい。 貝塚公園の中央に道路を通すのは、住民もやむをえないと了解しており、あと半分を何か他に使うなどということは考えず、是非今の用地を何らかの格好で利用させていただきたい。
その他	箱崎キャンパス跡地が、憩いのあるまちになることを住民は望んでいる。
	まちづくり方針の中で、環境共生などが、もう少し含まれていてもいいのではないか。
	環境や地域との共生はまちづくりにおいて大事なことだと思う。一方で、一般的な開発案でなく、将来への示唆となるようなまちづくりをしていかなければならないと感じた。課題はあるが、様々な技術について実証実験を繰り返し、社会課題を解決していく考え方は悪くないと思うので、まちづくりの具体化の中で、地域と対話しながら進めて頂きたい。

- 出典： 第1回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成25年7月5日)議事録(福岡市・九州大学)
 第2回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成25年12月26日)議事録(福岡市・九州大学)
 第3回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成26年3月27日)議事録(福岡市・九州大学)
 第4回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成26年7月11日)議事録(福岡市・九州大学)
 第5回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成27年1月28日)議事録(福岡市・九州大学)
 第6回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成27年7月3日)議事録(福岡市・九州大学)
 第7回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成28年3月29日)議事録(福岡市・九州大学)
 第8回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成28年7月8日)議事録(福岡市・九州大学)
 第9回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成28年10月20日)議事録(福岡市・九州大学)
 第10回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成29年3月28日)議事録(福岡市・九州大学)
 第11回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成29年7月10日)議事録(福岡市・九州大学)
 第12回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成29年12月22日)議事録(福岡市・九州大学)
 第13回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成30年3月27日)議事録(福岡市・九州大学)
 第14回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成30年6月26日)議事録(福岡市・九州大学)

4.2 配慮書市長意見と配慮書市長意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例第4条の6の規定に基づき、環境の保全の見地からの市長意見が平成28年12月20日(環調第173号)に送付された。

配慮書市長意見の概要と事業者及び都市計画決定権者の見解を表4.2-1(1)～(3)に示す。

表 4.2-1(1) 配慮書市長意見の概要と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
<p>1.全体的事項</p> <p>事業実施想定区域(以下、「事業区域」とする)には九州大学箱崎キャンパス内で長い時間をかけて形成された緑地や貝塚公園があり、周辺には河川や干潟も存在する豊かな自然環境が残された地域である。また、周辺の土地利用は主に住居系である。</p> <p>本事業は、九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画等に基づき、南エリアで独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が実施する開発事業と北エリアで福岡市が実施する土地区画整理事業の2つの事業を合わせて約59haの土地の造成を行うものであり、南エリアにおいては都市計画道路も整備される。また現在、事業区域では、九州大学が既存建築物の解体工事及び土壌汚染調査を実施しており、一部で土壌汚染対策法に基づく汚染区域の指定がなされている。汚染区域では本事業を行う前に土壌汚染対策工事を行う必要があるため、その付近では土地の造成、解体工事及び土壌汚染対策工事が同時期に施工され周辺環境に影響が及ぶことが想定される。現状では土壌汚染の状況がまだ全ては判明していないが、今後、汚染区域が増えれば、環境影響も増加すると考えられる。</p> <p>上記の地域特性及び事業特性を踏まえ、本事業、解体工事及び土壌汚染対策工事が事業区域及びその周辺の環境に及ぼす影響について、九州大学と連携して検討し、事業計画に反映すること。</p> <p>また、本配慮書では、事業区域については、九州大学箱崎キャンパスの跡地利用と併せて、箱崎中学校の同キャンパス跡地への移転や、貝塚駅の駅前広場の整備、にぎわい・交流機能の導入とあわせた貝塚公園の再整理を行うとされているが、環境保全措置の評価を適切に行うため、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、今後の土地利用計画を可能な限り具体的に示すことが重要である。</p>	<p>今後の環境影響評価の手續きにおいて、地域特性及び事業特性を踏まえ、九州大学とも連携して適切な調査・予測・評価を行い、環境保全措置を検討して事業計画へ適切に反映します。</p> <p>また、事業の進捗に応じ、土地利用計画を示します。</p>

表 4.2-1(2) 配慮書市長意見の概要及び当該意見についての事業者
及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
2.個別的事項	
(1)大気質及び騒音・振動について	
<p>工事の実施や南エリアに整備予定の都市計画道路の存在及び供用によって、周辺的生活環境への大気質及び騒音・振動の影響が想定されることから、その影響を検討して事業計画に反映すること。</p> <p>なお、本配慮書では、都市計画道路の整備に関して、現段階では将来交通量等の予測条件の設定が困難とされているため、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、計画交通量等を適切に設定し、調査・予測・評価を行うこと。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質及び騒音・振動に係る調査・予測・評価を適切に行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、事業計画へ適切に反映します。</p> <p>また、計画交通量等を適切に設定し都市計画道路の供用に係る予測・評価を行います。</p>
(2)地盤及び地下水について	
<p>事業区域及びその周辺は地下水位が高く、土地の造成及び土壌汚染対策工事による影響を受けやすい地域であると考えられることから、工事の実施による地盤及び地下水への影響を検討して事業計画に反映すること。</p> <p>なお、本配慮書では、現段階では施工方法等の予測条件の設定が困難とされているが、工法や使用する薬剤によっては地下水位や流況、水質に変化が生じる可能性があることから、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、地盤及び地下水への影響を想定して工法や薬剤を決定したのち、適切に調査・予測・評価を行うこと。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、工事の実施に係る地盤及び地下水位への影響について、調査・予測・評価を適切に行い、必要に応じ工法や薬剤等を可能な範囲で想定したうえで環境保全措置を検討し、事業計画へ適切に反映します。</p>
(3)動植物及び生態系について	
<p>事業区域には長い年月をかけて形成された緑地等があり、周辺の豊かな自然環境も含め、多様な生態系が形成されている可能性があるため、当該緑地が持つ機能について十分に把握し、周辺環境との調和を図ることが重要である。また、既存の生態系は外来種等の侵入防止にも繋がるという専門家の意見もあることから、当該緑地の保全など周辺環境に調和した自然環境・生態系の保全を検討し、更に既存樹木の活用等による生態系への影響低減を図り、事業計画に反映すること。</p> <p>なお、本配慮書では、事業区域及びその周辺の動植物の生息・生育状況について、主に福岡市環境配慮指針を既存資料として記載しているが、本指針では事業区域での調査はなされていない。事業区域においては過去に九州大学の複数の専門家が調査しているとの情報があることから、まずこれら専門家から十分に情報を収集し、必要に応じて生物種の適切な判別手法の導入について検討を行い、調査計画を策定して方法書に記載すること。</p>	<p>事業実施区域の動植物の生息・生育状況や生物種判別の導入等について、専門家等から情報の収集を行いました。</p> <p>この情報を整理し、事業実施区域の公園、緑地や周辺の河川・干潟の豊かな自然環境に分布する動植物及び生態系について調査、予測及び評価を適切に行い、必要に応じ、環境保全措置を検討するとともに、既存樹木の活用等についても検討し、事業計画へ適切に反映します。また、必要に応じ、生物種の適切な判別手法を導入します。</p>
(4)廃棄物等について	
<p>土地の造成のほか、解体工事及び土壌汚染対策工事の実施により発生する廃棄物等について、本配慮書では土砂や建設廃材等の建設副産物の分別を徹底し、再資源化施設への搬入を予定しており廃棄物等の量を低減するとしているが、加えて、事業全体の環境負荷低減の観点から、事業区域での廃棄物等の発生量を把握し可能な限り再利用に努めるとともに、再生資材の積極的な利用についても検討し、事業計画に反映すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、九州大学が行う解体工事及び土壌汚染対策工事や、本事業で行う造成工事に係る廃棄物等の予測・評価を適切に行い、工事の実施に係る廃棄物等の減量や再利用、再生資材の積極的な活用を検討し、事業計画へ適切に反映します。</p>

表 4.2-1(3) 配慮書市長意見の概要及び当該意見についての事業者
及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
2.個別的事項	
(5)放射線の量について	
<p>本配慮書では、事業の実施に係る放射線の影響について検討されていないが、九州大学箱崎キャンパスにおいてはアイソトープ総合センター等で放射性同位元素などが使用されていたことから、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等の関係法令の規定を遵守するとともに、環境影響評価法令の趣旨に鑑み、周辺住民の安心のためにも、使用履歴のある場所の空間放射線量率を事前に把握して放射線の量に係る調査・予測・評価の要否について検討を行い、方法書に記載すること。</p>	<p>アイソトープ総合センター等の放射性同位元素の使用履歴のある施設の空間放射線量率の現地測定を行った結果、周辺の公的機関の測定結果と同レベルであることが確認されました。</p> <p>また、使用履歴のある施設は、関係法令に基づき、九州大学により適切な対応(調査、除染等)を行った上で解体されることから、「一般環境中の放射性物質」は非選定項目とします。</p>

第5章 方法書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例(平成10年条例第18号)第8条の規定により、方法書について、環境の保全の見地からの意見を求めた。

同条例第8条の規定により、平成29年2月2日から公表を行った。

環境の保全の見地からの意見は2通提出され、意見の概要およびその理由と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解を表5-1に示す。

表5-1 環境の保全の見地からの意見の概要とその理由と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要及びその理由	事業者及び都市計画決定権者の見解
地下水 土壌	地下水と土壌は周辺地域にも影響があるため、調査、評価を行い、市民に報告して欲しい。	造成工事の実施に伴う地下水や土壌への影響については、環境影響評価を実施し、準備書段階で明らかにします。
項目の選定	開発により温暖化を促進しないために温度も測定項目に入れて欲しい。	気温については1年間、現地測定を実施しました。
測定日の 開示	口頭での説明ではわかりにくいいため、調査日を開示し、調査の見える化をして頂きたい。	調査実施前に日程表を回覧板や地区掲示板等を利用し、調査期間や内容等について情報を発信しました。

第6章 方法書についての市長の意見とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの市長意見が平成29年6月2日(環調第38号)に送付された。

方法書市長意見の概要と事業者及び都市計画決定権者の見解を表6-1(1)～(2)に示す。

表6-1(1) 方法書市長意見の概要と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
1. 全体的事項	
<p>本事業は、九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画等に基づき、北エリアで福岡市が実施する土地区画整理事業と南エリアで独立行政法人都市再生機構が実施する土地の造成との2つの事業を合わせて約60haの基盤整備を行うものであり、南エリアにおいては都市計画道路も整備される。</p> <p>また現在、事業実施区域では、九州大学が既存建築物の解体工事、土壌汚染調査及び対策工事並びに埋蔵文化財調査(以下、「関連事業」とする)を実施しており、土壌汚染に関しては、一部で土壌汚染対策法に基づく汚染区域の指定がなされ、汚染土壌の洗浄処理施設の設置も決まっている。</p> <p>汚染区域では本事業を行う前に土壌汚染対策工事を行うため、その付近では本事業及び関連事業が同時期に施工され、その内容及びスケジュールによっては周辺環境に多大な影響が及ぶことも考えられるが、本方法書には予測・評価の前提条件である各事業の内容及びスケジュールが明確に示されておらず、記載されている調査・予測・評価が適切なものであるか判断しかねる状況である。</p> <p>準備書の作成にあたっては九州大学と十分に連携して、本事業及び関連事業の内容及びスケジュールについて明確に示し、できる限り実際の工事内容を反映した予測・評価を行うことが重要である。</p> <p>また、箱崎キャンパス跡地利用計画におけるまちづくりの方向性として、「周辺地域と調和・連携・交流しながら一体的に発展する」ことを掲げるとともに、『低炭素』で『水や資源を生かした循環型社会の形成』や『緑・水辺との共生』を進め、環境と共生し、持続可能なまちの形成を目指す」とされており、環境の保全の見地からも地域住民の理解と協力が必要不可欠であることから、本事業の環境影響評価について十分に周知を行い理解を深めることが重要である。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、九州大学と十分に連携して、可能な限り実際の工事内容を反映した予測・評価を実施しました。</p> <p>本事業は、関連事業である九州大学が実施する既存建物の解体工事、土壌汚染調査及び対策工事並びに埋蔵文化財調査の関連事業が行われた後、整備が可能となった箇所から順次事業に着手します。南エリアから工事が着手され、その後北エリアの工事へと進んでいきますが、同時期に関連事業も実施されます。これら全ての工事を一体的な事業として環境への予測・評価を実施しました。</p> <p>地元への周知及び意見聴取につきましては、「箱崎キャンパス跡地利用協議会」や「4校区協議会」等において、本事業及び関連事業の内容及びスケジュールについて、実施内容とその期間を明確に示し説明を行いました。</p> <p>説明会で寄せられた意見については、事業計画、現地調査や予測評価に反映させました。</p> <p>また、現地調査の実施にあたっては、開始前に校区の自治協議会を通して、近隣住民への周知を行うなど機会ある毎に理解を深めてもらうよう努めました。</p>
2. 個別的事項	
(1)大気質、騒音・振動、温室効果ガスについて	
<p>本事業及び関連事業が同時並行的に実施されることによって周辺環境に及ぼす大気質、騒音・振動、温室効果ガスの影響が大きくなると考えられることから、九州大学と十分に連携して予測・評価を行うこと。</p>	<p>周辺環境に及ぼす大気質、騒音・振動、温室効果ガスの影響について、本事業及び関連事業の内容及びスケジュールについて明確に示し、できる限り実際の工事内容を反映した予測・評価を実施しました。</p>

表 6-1 (2) 方法書市長意見の概要と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
(2)動物及び植物について	
<p>本方法書の調査、予測及び評価の手法には「重要な種が確認された場合、適地への移動・移植などを検討する」と記載されているが、環境保全措置については環境影響の回避・低減を優先することが原則であることから、まずは重要な種の生息・生育地の保全について検討すること。</p>	<p>動物及び植物の重要な種が確認された場合は、環境影響の回避・低減を優先し、生息・生育地の保全を検討しました。</p> <p>ただし、本事業計画区域が教育・研究目的で利用され、そこで創出された環境下に動物・植物が生息してきた経緯をふまえ、事業の実施に伴い、それらの生息環境の維持が困難と判断された場合は、生息・生育適地への移動・移植を検討しました。</p>
(3)生態系について	
<p>九州大学構内や貝塚公園等には長い時間をかけて形成された多くの樹木や緑地があり、周辺の豊かな自然環境も含め多様な生態系が形成されている可能性があることから、周辺環境に調和した自然環境・生態系の保全のため、既存樹木等の保存を検討すること。</p>	<p>九州大学構内や貝塚公園等は、多くの樹木が生育し、市街地の中に緑地を形成していました。そこには多種・多様な生物が生育・生息している生態系があり、周辺の豊かな自然環境とネットワークを形成していました。</p> <p>このため、本生態系への事業による影響を低減するために、可能な限り既存樹木を保全するとともに新植による対応も検討しました。</p>
(4)人と自然との触れ合いの活動の場について	
<p>事業実施区域内の貝塚公園は、地域の住民にとって自然と触れ合える身近な公園であると考えられることから、再整備に当たってはその利用状況等について十分に調査を行い、人と自然との触れ合いの活動の場として公園が果たしている役割を損なわないよう検討すること。</p>	<p>貝塚公園は、地域の住民にとって自然と触れ合える身近な公園であるため、その利用状況等について既存資料に加えアンケート調査やヒアリング調査の現地調査を行い、人と自然との触れ合いの活動の場として公園が果たしている役割を明確にした上で、事業による影響を予測評価し、環境保全措置を検討しました。</p>
(5)廃棄物等について	
<p>残土やがれき等の発生量を把握し再利用に努めるとともに、再利用にあたっては、解体工事の実施により発生するアスベスト廃棄物や汚染土壌の洗浄処理施設の稼働に伴う重金属等の有害廃棄物が混入することのないよう適切に管理すること。</p>	<p>事業実施による残土やがれき等の発生量を把握し、再利用に努めるとともに、再利用にあたっては、九州大学と十分に連携して、解体工事の実施により発生するアスベスト廃棄物や汚染土壌の洗浄処理施設の稼働に伴う重金属等の有害廃棄物が混入することのないよう、適切に管理します。</p>

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

7.1 環境影響評価の項目の選定

本事業に係る環境影響評価の項目の選定にあたっては、対象事業の内容並びに事業実施区域周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、「福岡市環境影響評価技術指針」(平成11年3月29日、最終改定：平成25年10月1日 福岡市)(以下、「技術指針」という。)の参考項目(技術指針 表6-10 各種造成事業)を基本とした。

また、「第6章 方法書についての市長の意見及びそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解」を踏まえ検討を行い、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行った。

以上により抽出した影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素は、表7.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

影響要因について、存在・供用の「施設」とは、公共施設のうち道路、公園、箱崎中学校を対象とする。

表 7.1-1(1) 環境影響評価項目の選定とその理由

事業の種類		各種造成事業					選定の可否	選定した理由または選定しない理由	備考			
影響要因の区分		工事の実施		存在・供用								
環境要素	環境要因	造成工事の実施	車両の走行 資材等運搬	造成地・施設の存在	施設の稼働	車両の走行 施設関連						
							環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●
二酸化硫黄				-		×				供用 施設の稼働に伴う二酸化硫黄の排出は考えられないことから選定しない。		
浮遊粒子状物質	●	●		-	●	○				工事 建設機械の稼働、資材等運搬の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の排出が考えられ、事業実施区域の周囲に住居等が分布していることから、その影響を予測・評価するため選定する。	●事例参考項目 ・若久団地建替事業 (平成24年11月)	
粉じん等	○	○			-	○				工事 建設機械の稼働、資材等運搬の車両の走行に伴う粉じん等の発生が考えられ、事業実施区域の周囲に住居等が分布していることから、その影響を予測・評価するため選定する。		○技術指針参考項目
有害物質										×	供用 有害物質を排出する施設の立地は考えられないことから選定しない。	
騒音	騒音	○	○			○				○	工事 建設機械の稼働、資材等運搬の車両の走行に伴う騒音の発生が考えられ、事業実施区域の周囲に住居等が分布していることから、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目
	超低周波音									×	供用 施設関連車両の走行に伴う低周波音の発生は考えられないことから選定しない。	
	振動	振動	○	○					○	○	工事 建設機械の稼働、資材等運搬の車両の走行に伴う振動の発生が考えられ、事業実施区域の周囲に住居等が分布していることから、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目
		悪臭									×	供用 悪臭を発生させる施設の立地は考えられないことから選定しない。
その他の大気環境									×	供用 その他の大気環境を排出する施設の立地は考えられないことから選定しない。		
水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量)							×	供用 供用時には公共下水道へ接続し、公共用水域へは排水しないことから選定しない。		
		水の濁り(浮遊物質)	○						○	工事 事業実施区域は多々良川に隣接しており、現況の雨水排水の一部が公共用水域である多々良川に流れていることから、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目	
		富栄養化(全窒素及び全リン)								×	供用 供用時には公共下水道へ接続し、公共用水域へは排水しないことから選定しない。	
		有害物質								×	供用 供用時には公共下水道へ接続し、公共用水域へは排水しないことから選定しない。	
	底質	●							○	工事 事業実施区域は多々良川に隣接し、現況の雨水排水の一部が公共用水域である多々良川に流れているため、造成等工事の実施により裸地が出現し、降雨に伴う土壌の流出による水底の底質への影響が考えられる。その影響を予測・評価するため選定する。	●事例参考項目 ・響灘西地区廃棄物最終処分場建設事業(平成5年3月)	
	地下水	●							○	工事 造成等工事の工法による水位等の変化が考えられ、事業実施区域の周囲に井水が分布していることから、その影響を予測・評価するため選定する。	●ガイドライン参考項目 ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)(平成24年8月環境省)	
	その他の水環境								×	供用 供用時には公共下水道へ接続し、公共用水域へは排水しないことから選定しない。		

凡例 ○:技術指針における各種造成事業に示す参考項目 ●:既存の類似事業やガイドライン等を参考に事業特性、地域特性により選定する項目 -:技術指針の参考項目であるが現時点で不要と考えられる項目

表 7.1-1(2) 環境影響評価項目の選定理由

事業の種類		各種造成事業						選定の可否	選定した理由または選定しない理由	備考			
影響要因の区分		工事の実施		存在・供用		存在	工事						
環境要素		環境要因	造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在			施設の移動	車両の走行	施設関連			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	土壌環境、その他の環境					地形・地質						—	
		地盤	●						○	工事	造成等工事の工法による水位等の変化が考えられ、事業実施区域の周囲の地盤への影響を予測・評価するため選定する。	●ガイドライン参考項目 ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)(平成24年8月環境省)	
		土壌	●							○	工事	造成等工事の工法による事業実施区域の周囲の土壌への影響が考えられるため、事業実施区域の周囲の土壌への影響を予測・評価するため選定する。	●ガイドライン参考項目 ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)(平成24年8月環境省)
		その他の環境	日照阻害							×	存在	造成地の存在による事業実施区域の周囲の住居等の日照の影響は考えられないことから選定しない。	
	風況								×	存在	造成地の存在による事業実施区域の周囲の風況の影響は考えられないことから選定しない。		
	シャドーフリッカー								×	存在	シャドーフリッカーを発生させる施設の立地は考えられないことから選定しない。		
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		●						○	工事	造成等工事に伴い濁水の排水等が発生することから、事業実施区域及び周囲に生息する動物への影響が考えられ、その影響を予測・評価するため選定する。	●事例参考項目 ・西南学院大学田尻グラウンド整備事業 (平成17年9月)
									○	存在	造成地・施設の存在により、事業実施区域及び周囲に生息する動物への影響が考えられるため、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目	
植物			●							○	工事	造成等工事に伴い濁水の排水等が発生することから、事業実施区域及び周囲に生育する塩生植物への影響が考えられ、その影響を予測・評価するため選定する。	●事例参考項目 ・西南学院大学田尻グラウンド整備事業(平成17年9月)
										○	存在	造成地・施設の存在により、事業実施区域及び周囲に生育する植物への影響が考えられるため、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目
生態系			●							○	工事	造成等工事に伴い濁水の排水等が発生することから、事業実施区域及び周囲に成立する地域を特徴付ける生態系への影響が考えられ、その影響を予測・評価するため選定する。	●事例参考項目 ・西南学院大学田尻グラウンド整備事業(平成17年9月)
										○	存在	造成地・施設の存在により、事業実施区域及び周囲に成立する地域を特徴付ける生態系への影響が考えられ、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				○				○	存在	施設の存在により、事業実施区域の周囲に存在する主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が考えられるため、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目	
	人と自然とのふれあいの場				○				○	存在	施設の存在により、事業実施区域の周囲に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、その影響を予測・評価するため選定する。	○技術指針参考項目	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物等	○						○	工事	造成等工事に伴い廃棄物等が発生することから、その発生量を把握するため選定する。	○技術指針参考項目	
		残土	○						○	工事	造成等工事に伴い残土が発生することから、その発生量を把握するため選定する。	○技術指針参考項目	
	温室効果ガス等	二酸化炭素	●	●		—	●		○	工事	建設機械の稼働、資材等運搬の車両の走行に伴い二酸化炭素の排出が考えられることから選定する。	●事例参考項目 ・若久団地建替事業 (平成24年11月)	
		その他の温室効果ガス				—			○	供用	施設関連車両の走行に伴い二酸化炭素の排出が考えられることから選定する。		
					—			×	供用	施設の稼働に伴うその他の温室効果ガスの排出は考えられないことから選定しない。			
一般環境中の放射性物質	放射線の量								×	工事	アイソトープ総合センター等放射性物質の取扱施設の周辺の放射線の量を測定した結果、近傍の公的機関の測定値と同レベルであった。また、取扱施設は「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等により適切な対応(調査、除染等)を行った上で、解体・処理を実施することから選定しない。		

凡例 ○:技術指針における各種造成事業に示す参考項目 ●:既存の類似事業やガイドライン等を参考に事業特性、地域特性により選定する項目 —:技術指針の参考項目であるが現時点で不要と考えられる項目

7.2 方法書の記載事項の修正の内容

方法書市長意見の内容等を総合的に検討し、方法書の記載事項について修正した内容は、準備書に記載したとおりである。その修正の概要について表 7.2-1 に示す。

表 7.2-1 方法書の内容について変更した事項

区分	変更事項	方法書記載事項(変更前)	準備書記載事項(変更後)	変更理由	
事業計画	事業実施区域の変更	方法書記載のとおり	準備書記載のとおり	事業計画が方法書時点より具体的になったことから見直しを行った。	
	土地利用計画の変更	方法書記載のとおり	準備書記載のとおり	事業計画が方法書時点より具体的になったことから見直しを行った。	
	事業スケジュールの変更	造成工事及び基盤整備の工事期間は概ね平成31年度～36年度を予定。	本事業の工事期間は概ね2020年度～2028年度を予定	事業計画が方法書時点より具体的になったことから見直しを行った。	
	環境保全の方針	方法書記載のとおり	準備書記載のとおり	事業計画が方法書時点より具体的になったことから見直しを行った。	
対象事業実施区域及びその周囲の概況	収集資料の時点修正	平成28年度末時点	平成30年度末時点	最新のものに更新した。	
配慮書に対する意見及び配慮書に対する意見についての事業者及び都市計画権者の見解	第7回箱崎キャンパス跡地仕様協議会の開催日	平成27年3月29日	平成28年3月29日	方法書の誤記。	
調査、予測及び評価の方法	大気質	調査地点の変更	図示	図示	方法書において計画した調査地点は、一時的だがパーベキュー等の利用があり、年間を通しての大気質の測定に支障をきたすおそれがあると判断し、位置を移動した。
		調査期間の変更(気象)	四季の年4回、1か月間測定	通年	事業実施区域内に、通年観測が可能な場所を確保できたため。
		予測内容の追加(造成工事の実施__二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	記載なし	短期濃度(1時間値)の変化	審査会意見に基づく。
	騒音	調査地点の変更(既存資料調査)	図示	図示	方法書において記載した地点は7地点であったが、その後、調査の蓄積があり、過去5年間に事業実施区域及びその周辺で測定されている地点としては20地点となっている。
		調査地点の変更(現地調査)	図示	図示	方法書において、調査地点⑤⑩及び小松門の位置に誤りがあったため、修正した。
		出典名の変更(鉄道騒音調査方法)	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」	既設の在来鉄道には「在来鉄道騒音測定マニュアル」が適用されるため。
		仮設洗浄処理プラントの騒音調査を追加	記載なし	平成30年5月に2地点で実施	騒音の予測評価のための基礎資料として測定した。
	振動	調査回数の変更(地盤卓越振動数)	平日、休日各1日	1回	方法書において、調査回数に誤りがあったため修正した。
	水質	調査地点の変更	多々良川①	多々良川①'	流量の測定が可能な名島橋[①']に移動した。
			多々良川・宇美川合流点②	多々良川・宇美川合流点②'	流量の測定が可能な松崎橋[②']に移動した。
			土質調査地点④(箱崎中学校グラウンド)	土質調査地点④(九州大学構内)	箱崎中学校グラウンドの土壌は客土されたものであることが判明し、本来の土質とは異なる可能性が高いため、九州大学構内の地点に変更した。
		調査時期の変更	浮遊物質(SS)降雨時:6月,9月	浮遊物質(SS)降雨時:9月,10月	水象調査との連動で、空梅雨で降雨が見込めず、方法書時点の調査予定がずれ込んだ。
		環境の保全の観点からの基準又は目標との整合性に係る評価	整合を図るべき基準・目標は存在しない	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準を設定	降雨時におけるポンプ場からの直接排水の影響を評価するため。
	動物	調査時期の変更	水象:6~7月、干潟地形:6~7月	水象:9,10月、干潟地形:8,9月	空梅雨で降雨が見込めず、方法書時点の調査予定がずれ込んだ。
		哺乳類の調査にナイトセンサス法及びバットディテクター法を追加	記載なし	各調査時期に追加実施	夜間の活動個体の把握及びコウモリ類の活動把握のため。
		鳥類の任意観察に夜間調査を追加	記載なし	各調査時期に追加実施	フクロウ類など夜行性鳥類の生息状況把握のため。
		重要な種(ベニイトトンボ)の移殖	記載なし	ベニイトトンボの移殖を実施	環境保全の観点から実施した。
	植物	調査時期の変更	植物相:6,9,11,4月	植物相:6,8,9,4月	現地調査実施年における秋への季節の移行が早い予想だったため11月では遅いと判断し9月に実施した。それに伴い夏季調査を9月より前の8月に実施した。
		重要な種(コギシギシ)の移植	記載なし	環境保全措置として、コギシギシの移植を実施予定	環境保全の観点から実施する。
	景観	調査地点の変更	③住宅地(駅に近い)	③ふれあい通り入り口交差点	都市計画道路の整備に伴い事業実施区域が見通すことができる地点である、ふれあい通り入り口交差点に移動した。
		調査時期の変更	現地調査:8,11,2,4月	現地調査:8,11,1,5月	調査時期のうち冬季と春季については、方法書時点で想定していた調査予定日が天候不順だったため、それぞれ1月、5月に実施した。
	人と自然との触れ合いの活動の場	調査地点の追加	①多々良川緑地、②地藏松原公園、③汐井公園 計3地点	①多々良川緑地、②地藏松原公園、③汐井公園、④貝塚公園 計4地点	福岡市長の「九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見」をふまえ、調査地点を追加した。
		調査時期の変更	現地調査:8,10,1,4月	現地調査:8,10(11),1,4月	10月調査における休日分の調査予定日が天候不順だったため、11月に実施した。平日分は10月に実施した。
廃棄物等	評価基準を設定	設定なし	「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」を評価基準として設定	審査会意見に基づく。	